

宮古馬のルーツを探る(3)

— 尻並第二遺跡出土のウマの遺体、宮古島在番等と献上馬、

および明国への貢馬の評価 —

長濱 幸男 (宮古島市総合博物館協議会委員)

はじめに

本紀要第 16 号に掲載した「宮古馬のルーツを探る (1)」では、宮古馬をはじめ県内の遺跡から出土したウマの四肢骨を計測し、生前の体高を推定した。「宮古馬のルーツを探る (続)」では、江戸立ちと献上馬を取り上げた。本稿 I では、尻並第二遺跡出土のウマの遺体について、特に臼歯の計測値から体高と年齢の推定を試みた。また、II では、献上馬を担当した首里王府役人と宮古島との関わり、さらに III では、『歴代宝案』と『明夷録』の記録を基に明国への貢馬数を推定し、併せて進貢馬の評価も考察した。

I 尻並第二遺跡出土のウマの遺体

I-1) 緒言

わが国の在来馬は、南から小型馬の与那国馬、宮古馬、トカラ馬、野間馬、対州馬、中型馬の御崎馬、木曾馬、北海道和種の 8 種が地域保存会の手により系統保存されている。この中で野間馬の保存活動は、小集団からスタートしているが、今治市野間馬保存管理委員会では、重要課題である近交退化を予防するとともに、近交係数、血縁係数、毛色、調教適正、繁殖能力及び健康等を考慮した選抜基準 (ブリーディング・ストック) を設定し、優秀な種の系統保存に努めている (橋口 2008)。これは先進的・効果的取り組みであり、各保存会が参考にすべきものと考えられる。

日本在来馬のうち小型といわれている在来馬の渡来経路について、野澤 (1992) は、蒙古馬が朝鮮半島経由で古墳期に九州に入り、国内で北と南に分かれ、南下した馬は島嶼において小型化したと述べている。一方、林田 (1958) は、中国四川省・雲南省の小型馬が、縄文期に南方からの黒潮の流れに沿って北上したと論じている。宮古馬は、野澤の南下説と林田の北上説の経路の途上にあり、そのため、全国の在来馬の渡来経路と時期を考える上で、重要な手がかりを持っていると考える。

沖縄県でウマの遺体の出土した遺跡は、西中川らが調査した 1990 (平成 2) 年時点では 3 ヲ所であったが、2012 年には 31 ヲ所も確認されている。そのうち宮古島では高腰城跡、

尻並遺跡、尻川遺跡、外間遺跡、新里元島遺跡、砂川元島遺跡、根間西里遺跡、住屋遺跡の8ヵ所から、ウマの遺体が検出されている（長濱 2012）。

尻並第二遺跡は、宮古島市平良字西里の市街地にあり、新聞社屋の建設に伴う緊急発掘調査として、宮古島市教育委員会が行ったものである。ウマの遺体は、15~17世紀代とみられる陶磁器や野城式土器等と共に、第8土坑から出土している。特に頭蓋骨、下顎骨に伴う臼歯は保存状態が良好で、Driesch(1976)の方法に従い、ノギスを用いて計測し、これらの計測値から西中川・松元らの方法（未発表）と林田・山内（1957）の方法により、体高と年齢の推定を試みた。

1-2) 出土状況と出土骨の概要

遺物の出土した第8土坑は、縦4.3m×横3.3mの広さで、ウマの遺体は15~17世紀の陶磁器や野城式土器等と共に出土しており、それらは頭蓋骨と下顎骨それに伴う臼歯、遊離した切歯、犬歯や四肢骨片である。またその他、細かく打ち砕かれた獣骨片170個、重さにして1kgが出土している。

頭蓋骨は、鼻骨の一部や切歯骨は破損し、脳を囲む前頭骨、頭頂骨、後頭骨は割断され、上顎骨と一部鼻骨からなる顔面頭蓋のみが検出されている（図1）。

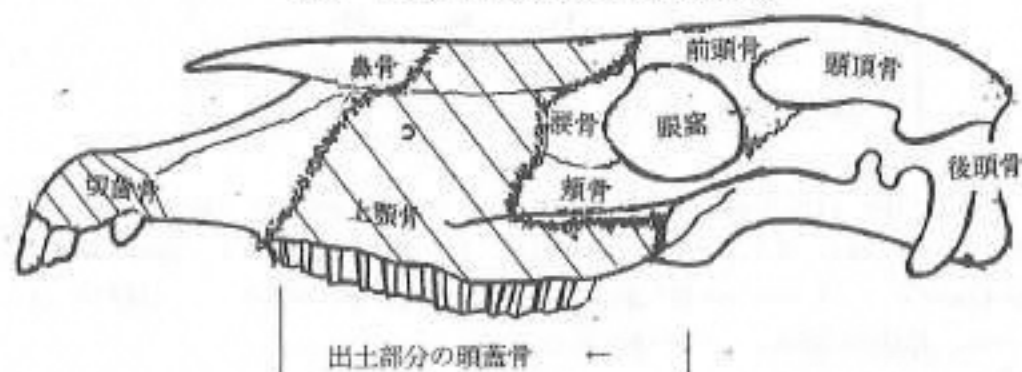
上顎骨には完全な左右の第二前臼歯（ P_2 ）から第三後臼歯（ M_3 ）がみられ、切歯骨には左右の上顎第一~第三切歯が残存し、第三切歯は萌出直後の永久歯である。また、遊離した上顎犬歯も検出されている（1号ウマと呼称する）。

下顎骨は、左側の第二前臼歯（ P_2 ）~第二後臼歯（ M_2 ）のある下顎体と右側の第二、三前臼歯を伴う下顎体ならびに遊離した下顎切歯5本が検出されている。1号ウマとは臼歯や切歯咬面の形状から年齢を異にしていることから、別個体である（2号ウマ）。

また、1号、2号ウマとは別に左上顎第三前臼歯（ P_3 ）1点が検出されている（3号ウマ）。

なお、四肢骨は橈骨、中手骨、大腿骨、中足骨等18骨片が出土しているが、各骨とも細かく割断されているため計測不可能であり、また、上記3個体のどのウマに属するものか判断できない。

図1. 1号ウマの頭蓋の出土部位（斜線）。



1-3) 臼歯の計測値から体高、年齢の推定

1) 1号ウマ

1号ウマは、左右の上顎骨とそれに伴う全臼歯、切歯骨の一部と切歯および犬歯が出土している。臼歯が完全な状態で出土していることから、右側の第二前臼歯～第二後臼歯合わせて5本の歯冠長を計測し（表1）、計測値から体高の推定を試みた。第三後臼歯（M³）は咬面全面の摩耗がなく正確な計測ができないため、参考値にとどめた。

表1. 1号ウマの上顎臼歯の歯冠長（mm）

臼歯	P ²	P ³	P ⁴	M ¹	M ²
左側	30.02	26.93	24.15	22.50	23.45

まず、西中川・松元らの方法で、各歯冠長から臼歯列長を求め、臼歯列長から頭蓋最大長を算出して、頭蓋最大長から林田・山内の方法で体高を推定した。その結果、算出された体高推定値の平均値と標準偏差は 120.52 ± 1.3 cm となり、1号ウマの体高は120 cm位であったことが推定される。また、年齢は西中川・松元らの方法で、第二前臼歯の中心高（53.83 mm）より5歳と推定され、これは切歯咬面の摩滅状態や萌出状態とほぼ一致し、犬歯を有することから雄と判断される。

2) 2号ウマ

2号ウマは左側の下顎骨とそれに伴う第二前臼歯から第二後臼歯、右側の第二、第三前臼歯とその一部の下顎骨、それに遊離した切歯5本である。左右7個の歯冠長（表2）から1号ウマと同じ方法で、臼歯列長、下顎全長を求めて体高を推定した。

表2. 2号ウマの下顎臼歯の歯冠長 (mm)

臼歯	P ₂	P ₃	P ₄	M ₁	M ₂
左側	27.85	25.30	24.24	22.77	22.89
右側	27.75	25.33			

その結果、推定された体高は 115.70 ± 0.40 cm で、2号ウマの体高は 115 cm 位であったことが推定される。また、2号ウマの年齢は、右下顎第三前臼歯の中心高の計測値が 34.47 mm であることから、10歳と推定される。雌雄の判定は犬歯がないので判定はできないが、体高から推定すると雌と思われる。

3) 3号ウマ

3号ウマは、上顎第三前臼歯1点で、その歯冠長、歯冠幅および中心高は $27.05 \times 23.73 \times 31.09$ (mm) である。歯冠長から1号ウマと同じ方法で臼歯列長、頭蓋最大長を求め、体高を推定すると 120.93 cm である。また、中心高より年齢を推定すると 11歳である。これらのことから、3号ウマは、体高 121 cm で、年齢 11歳であったことが推測される。雌雄の判定はできないが、体高から雄の可能性が高い。

1-4) 他の遺跡との比較

ウマの遺体が出土した遺跡は、尻並第二遺跡の外にも近隣遺跡である尻並遺跡、住屋遺跡、根間西里遺跡および外間遺跡等4遺跡がある。各遺跡からの出土遺体や時期、調査者、推定体高値等は表1に示した。尻並遺跡は金子(2003)により調査され、肩甲骨の肩甲頭の最小径は 57.3 mm、上腕骨の遠位端幅 62.3 mm、橈骨の遠位端 63.5 mm であり、これらの計測値から 114~124 cm の小型馬であることを報告している。住屋遺跡は金子(1992)により調査され、長濱(2012)が骨の計測を行い、体高を 115~127 cm と推定している。また、根間西里遺跡は金子(2006)が、外間遺跡は樋泉(2010)が調査を行い、長濱(2012)が体高を求めた結果、それぞれ 122~125 cm、119~123 cm と推定している。今回の尻並第二遺跡第8土坑から出土したウマは、推定体高 115~121 cm であり、近隣の4遺跡のものと考え合わせれば、当時の宮古馬の体高は 114~127 cm の小型馬であったことが推測される。

表3. 宮古島のウマ遺体が出土した遺跡

遺跡名	出土遺物	時期	同定者	計測者	体高推定値
尻並遺跡	肩甲骨、上腕骨、脛骨、橈骨	14~16C	金子	金子	114~124
住屋遺跡	上腕骨Bd74.71、脛骨GL322.50	12~17C	金子	長濱	115~127
根間西里	中手骨GL.200.65、Dp45.20	15~17C	金子	金子	122~125
外間遺跡	脛骨Bd 63.1、上顎LP2 L31.0	14~16C	樋泉	樋泉	119~123

(長濱, 2012)

1-5) 考察

近年、ウマの遺体の出土が全国各地から報告され、沖縄県内でも筆者(2012)の調査で31カ所も確認されている。宮古島からも高腰城跡や外間遺跡等8カ所から報告されており、宮古島の起源・系統を知る上で貴重な資料となっている。今回、調査された尻並第二遺跡は15~17世紀の遺跡で、第8土坑からウマの頭蓋骨、下顎骨それに伴う臼歯および四肢骨片等3体分が検出された。

本遺跡の出土馬がどの位の大きさであったかを知るために、特に保存状態の良い臼歯の計測値から、前述した方法で体高や年齢の推定を試みた。3体の推定体高は、それぞれ120cm(1号ウマ)、115cm(2号ウマ)、121cm(3号ウマ)であり、他の遺跡のウマと同様に小型馬であったことが推測され、また、年齢は5歳、10歳、11歳と推定され、高齢のウマが飼育されていたことから、繁殖にも供されていたことが示唆された。

一方、ウマは古琉球時代(本土の鎌倉~室町時代)から騎馬や運搬、さらに貢馬として使われてきたが、本遺跡の1号ウマの頭蓋骨は、前頭骨部分から鈍器のようなもので割断され、また、頭頂骨、側頭骨、後頭骨は除去されていることから、当時の人々が脳を食料や皮の鞣しに利用していたことが考えられる。下顎骨は臼歯を保有する下顎体のみで、解体痕が検出されており、また、四肢骨は細かく割断されている。近隣遺跡の住屋遺跡等にも調理痕がみられたことから、ウマはグスク時代から近世まで馬肉としても利用されていたことが示唆された。

なお、宮古島の起源・系統ならびに渡来経路とその時期を明らかにするためには、今後、九州ならびに沖縄諸島から出土するウマの遺体と九州の在来馬との関連を形態学的に調査し、さらにC14による年代測定やDNA分析ならびにストロンチウム同位体分析などを行うことで明らかにすることが出来るであろう。

ところで、近世の宮古島や八重山諸島では、百姓の乗馬禁止とともに、馬の屠殺や馬肉食も厳しく禁止されていた。富川親方宮古島農務帳(1873)には「牛の儀老に成耕作の助不罷成候はゞ所の耕作筆者〇〇〇へ見届けさせ殺候て、皮は御用立て肉は70余才の老人又は病人

業用に差し出させ候様、且又馬の儀何程老成候共殺害儀御禁止に付、自然落候刻、さはくり(注1)へ見届けさせ皮は剥取肉体は可葬旨、從跡々被仰下置候通可相守事」と定められている(福村 1962)。富川親方八重山嶋農務帳(1874)も同じ内容である。「牛は農耕に大変役立つものであるから、みだりに殺すことを禁じる。老牛で農耕に使えない場合とか、70歳以上の老人に検討させた上で、病人の薬として殺す場合は、担当役人、耕作筆者、世持、田ぶさ、馬ぶさが確認のうえ屠殺を許可する(注2)。皮は役所へ差し出すこと。馬はどんなに年老いても殺すことを禁ずる。自然に死んだら世持、田ぶさ、馬ぶさが見届け、皮を剥ぎとって(役所へ差し出すこと)肉や骨は埋葬する。後々まで以上のことを守ること」(新城解釈 1992)。この富川親方農務帳の基となるのは、検使として1678年に来島した恩納親方「規模帳」といわれているが、その文書は伝存しない。

与世山親方宮古島規模帳は1768年に公布された法令で、その中の139条では「宮古島生まれの馬は人間の助けとなり何よりも重宝である。ことに献上の御用にもなるので、大切に飼育に念を入れるように、前々からいろいろ申し渡してあるが守られていない。……ところが百姓は御用に使われないように疵をつける者もいるという。つまりは暖役人が指示しないため、はなはだよろしくない(注3)。今後はきびしく取り締まりを申し渡し、違反する者がおれば本人はもちろん、暖役人にも処罰を申し付けるべきこと」(下地解釈 2010)となっている。宮古馬が献上馬や御用馬として使われていることや、馬の管理規則が「前々から申し渡してある」とすれば、それは奥武親雲上(1711)か恩納親方(1678)の「規模帳」以外には考えられない。沖縄本島では「王府の布達した『那覇横目録目』で馬の屠殺は厳禁された」(梅崎 2012)ことからしても、馬産地である宮古島では沖縄本島より先に馬の屠殺は禁じられていたとみられる。しかし、その後も馬の密殺が横行したため、村の行政責任者である首里大屋子や身人、目差の監督責任まで問われたのであろう。

薩摩侵攻まもない1628年には、牛馬皮の上納が行われた。また、1635年から牛馬は「牛馬出米」として租税の対象となり、1頭当たり銀2分5厘を課された。八重山年来記(1629)によれば「当年より馬貳疋ニ付、尾五匁ツツ。馬拾疋ニ付、皮老枚ツツ、毎年上納可有事。但しかわ一枚ニ付、四斤よ里上」と定められ、牛皮も馬の皮同様と定められている。上納する牛馬皮については、不要の脂肪、油脂分、タンパク質を除去し、コラーゲン繊維を主体とする「鞣し」作業が必要である。宮古島では「糞尿鞣し」が施され、百姓の中には、牛皮佐事と称される者もいた(与世山親方規模帳 1768)。那覇西村では「牛皮なめしかず」が堆肥製造の素材に使われており(福仲 1983)、各村々で「鞣し作業」は行われていた。

牛馬皮の上納は、薩摩藩の監督の下に実施されており、鞣し技術は「糞尿鞣し」のほかに「脂鞣し」が導入された可能性もある。宮古島でも馬の皮を剥ぎ取るとともに、頭蓋骨を

取り上げ、それを割断して脳を抽出して脳糞糞しに使った可能性を否定できない。

(注1) さはくり：厩庫理と書く。首里大屋子、与人をさす。

(注2) 耕作筆者：村に派遣される役人で、与人、日差の監督を受け農業を指導する役。

世持：百姓から選出される1年交代の名譽職。村番所に出頭し役人の指示を受ける。

馬ふさ：百姓から選出される。牛馬を取り締まる役。

(注3) 暖役人：与人(村の行政責任者)、日差(与人の補佐)のこと。

I-6) まとめ

宮古島市平良の尻並第二遺跡(13-18世紀)から出土したウマの遺体について調査したので、その概要を報告する。

1. 尻並第二遺跡は、宮古島市平良字西里にあり、新聞社社屋の建設に伴う緊急発掘調査を宮古島市教育委員会が平成24年6月に実施したもので、ウマの遺体は第8土坑から15-17世紀の陶磁器や野城式土器等と共伴したものである。
2. ウマの遺体は、頭蓋骨および下顎骨それに伴う臼歯、遊離した切歯、犬歯など3体分が検出され、四肢骨は橈骨、中手骨、大腿骨、中足骨など18骨片で、割断されているため計測は不可能であった。その他、細かく砕かれた獣骨片170個、1kgが出土している。
3. 保存状態の良い臼歯の計測値から、前述した方法で体高や年齢の推定を試みた。推定体高は、それぞれ120cm(1号ウマ)、115cm(2号ウマ)、121cm(3号ウマ)であり、本遺跡のウマは115cmから121cmの小型馬であったことが推測された。また、年齢は、5歳、10歳、11歳と推定された。
4. 尻並第二遺跡から出土したウマの用途は、騎馬や駄馬として使役され、また、貢馬としても利用された一方、1号ウマの頭蓋骨は、脳を取り出すための解体痕がみられ、また、四肢骨は細かく割断されていることから、脳や骨髄食および馬肉の利用が示唆され、脳は皮革の糞しに利用されたことも考えられる。
5. 今後、他の遺跡から出土したウマの遺体や本遺跡から出土した臼歯などのC¹⁴による年代測定やDNA分析ならびにストロンチウム同位体分析などを行うことで、宮古島の起源、系統を明らかにすることが出来るであろう。

謝辞と参考文献はⅢの後にまとめて掲載する。

II 宮古島在番等と献上馬

首里王府から宮古島に派遣された在番の中には「江戸立」の際、幕府への献上馬を担当した別当（圀師）経験者が含まれている。野國親雲上や瑞慶覧親雲上である。また、江戸献上馬を御目利き（選抜）するために、たびたび宮古島に来島した真喜屋親雲上とその一門は、130 年余にわたり、中山王府の献上馬担当を務めている。これら宮古島に派遣された首里王府役人の経歴を調べてみた。

II-1) 野國親雲上

野國親雲上宗保は馬術の名人で、1650 年中山王府より宮古在番として派遣された（宮古島市史では 1649-1950）。久米島の仲黒馬や首里の仲田青毛を調教して名馬に育て上げ、薩摩の太守光久公に献上した人である（『球陽』1745）。野國親雲上は 1633 年尚豊王を冊封に来島した明国の冊封使節団の受入にも関わり、1634 年と 1644 年の江戸立で、琉球使節団の別当（貢馬担当）としても活躍している。彼は 1650 年に宮古島に在番として派遣されると、間切（市町村）を取り仕切る頭（行政責任者）が、百姓に対して行っている悪政の実態を調査し、「翌年地方に到り非法を改めて上納米並びに諸物夫遣引合等憲法を以て相正し、島頭（市町村長）の法證文を取り 1653 年帰国」している。帰国した翌年（1654）には、宮古島において非法を改善した功績で、首里王府より「加増知行高 14 斛」を与えられ褒賞されている（武姓世系図家譜）。

野國親雲上が宮古島の在番任期中に、宮古馬とどう関わったかは明らかではない。しかし彼の宮古在番就任前の経歴、すなわち冊封使節団の送迎や江戸献上馬担当の圀師として江戸立ちしたこと、名馬の育成と薩摩との数度の交流、古琉球時代の馬産地・老谷間切野國の地頭職などの経歴からすれば、宮古馬の生産奨励のみならず、献上馬や御用馬の育成にも関わった可能性が十分窺われる。宮古島在番の後には、冠船御奉公として薩摩を訪ねるが、そこで長期間滞り在して光久公から御家流秘伝の馬術を学んでいる。その御家流は「鎌倉流」と称され、島津義弘の提唱した決死の戦鬪馬術である（梅崎 2012）。

野國親雲上の経歴について、武姓世系図家譜（『那覇市史』資料編第 1 巻 5, 1976）には、次のような記録が残されている。

武姓六世 宗保 野國親雲上（1599-1675）

童名眞那部 唐名武魁春。萬曆 27 年己亥。父は宗清、母は眞鍋。

〔尚豊王代〕

天啓 2 年壬戌（1622）8 月、大下司臈筆者となる。

同 5 年乙丑（1625）、同大筆者となり筑登之座敷に叙す。

崇禎3年庚午(1630)12月、大下司大屋子となり黄冠に叙す。

同7年甲戌(1634)、尚豊王冊封の御禮使尚氏佐敷王子朝益公薩州に渡御の時、儀者となり本年2月鹿府に到り、同年京都に随従して同年12月帰国す。

同9年丙子(1636)10月、父の家統を継ぎて北谷間切野國地頭職に任ず。

同13年庚辰(1640)、大隅守光久公に久米の馬を献ずる時宰領となる。この馬俗に仲黒馬と謂い名馬の聞こえあり。

同16年癸未(1643)5月(注、特別展図録1644)、將軍家綱公隆誕の慶賀使尚氏金武王子朝貞江府に赴く時、御進上馬の宰領となりて薩州に到り、翌4月江府に到る。同年帰国す。

順治元年甲申(1644)、朝貞に随い在る時光久公一駿馬あり。甚だ強くして乗り難し。光久公之を愛すと雖も奈何せん人乗る能わず。曾て宗保の乗馬の妙を知り即ち宗保を召して此の馬に乗らしむ。

同2年乙酉(1645)、命を奉じて御用馬二匹を領し薩州に到る。此の時光久公江府に在りて、御家流の秘法を学ばず。10月に帰国す。

同7年庚寅8月(1650)、宮古島在番となる。此の時島の頭百姓を理不尽に召遣う由聞ゆ。朝廷の命を奉じ阿氏親里親雲上守安、新城筑登之親雲上をして之を糾さしむ。翌年彼地方に到り非法を改めて上納米並びに諸物夫遣引合等憲法を以て相正し、島頭の法證文を取り同10年(1653)癸巳帰国す。

同11年甲午(1654)10月、加増知行高14斛を關る。此宮古島に於て非法を改むるの故なり。

同13年丙申閏(1656)5月、冠船御奉公となる。……宗保命を奉じ目利きして、御用馬5匹を領し、同年同月鹿府に到り光久公に朝し馬を献ず。時に光久公大山三郎右衛門殿を遣わし宗保に命じて曰く。汝数度馬を領して波濤を渡る。勞切に嘉すべし。但未だ馬法の秘書を授けず。這般一二年この地に淹留して盡く秘書を学ぶべし。遂に眞米40俵を賜り以て盤費備え之を用う。更に光久公特に一座、轡一口を關う。……。順治14年丁酉(1657)、宗保馬法の秘書を授りて帰る。

II-2) 真喜屋親雲上

別当職の野國親雲上が1650年に宮古島在番に転任したため、次いで別当職に任用されたのは真喜屋親雲上である(横山学1987)。真喜屋親雲上は、順治元年(1644)尚賢王の世代に金武王子が江戸に上った時に、命令を受けて薩摩に赴いている(真姓氏家譜)。当時の別当は野國親雲上が勤めているから、二人は身近な関係にあったと考えられる。宮古島在番記

(1780-1894)では、真喜屋一門は三度にわたり宮古島に来島し、献上馬や御用馬を選抜している。最初に宮古島に来島(1713年)した真喜屋親雲上は、翌年に慶賀使節団に貢馬担当として加わっている。二度目に来島(1746年)したのは真喜屋里之子親雲上である。里之子親雲上の江戸立ちはその2年後で、職名は別当から團師に変わっている。三度目の宮古島来島は1838年で、宮古島在番記には別当と記録されている。江戸派遣はその4年後となっている。真喜屋親雲上は宮古島の蔵元に勤める若文子(馬氏・高江洲親雲上の子孫)に対し、献上馬や御用馬の目利きの要領や調教の技術を教えている。真喜屋一門は、1683年から1866年の間に7回にわたる冊封使節団を受入れていることから、清国の馬術についても長けていたと考えられる。真喜屋中宗家(ナカムートウ)の家譜の解説で、次のように記録されている。

四世實継

童名を思徳、唐名を真思義といい、父は實効、母は昌氏の真亀で、その長男として天啓4年(1624)に生まれた。實継の長男は實清(1647生)で後に真喜屋親雲上と称され、次男は實相で真喜屋筑登之親雲上と称された。

崇禎11年(1638)尚豊王の世代に小赤頭になる。順治元年(1644)尚賢王の世代に金武王子が江戸に上った時に、命令を受けて薩摩に赴いている。順治17年(1660)9月27日首里城が火災になった時に、城内の中樞である評定所にあった御掟帳、御平刑書といった法律関係書や、儀式や取り締まりを司っていた庫理に、代々保管されていた書類を持ち出して火難を免れた。その御褒美として今冊仁代官を3年間勤めた。

康熙3年(1664)大里王子が薩摩に赴いた時に随員として問安使となり更に馬術の技法を学んだ。3年にして掃国し、御馬の別當に任ぜられた。別當とは、官馬の飼育と乗馬の法を司る殿方(ウマヤホー)という役所の責任者である。

康熙27年(1688)尚貞王の世代に、羽地間切真喜屋地頭職に転任となる。その後尚泰(1843-1901)の世代まで代々御別當職に任ぜられる。

II-3) 瑞慶覧親雲上

瑞慶覧親雲上が在番として宮古島に派遣されたのは1711年である。江戸立ちの貢馬担当としては、1718年の慶賀使に一度だけ派遣されている。毛氏の出身であるが、今のところ、瑞慶覧親雲上に関する家系図を探し当ててない。

II-4) 長濱与人 良長

仲宗根(2013)によって「馬統氏支流系図家譜」が史料紹介されている。宮古島に派遣された馬氏の高江洲親雲上は、世代の違う3名が明記されている。その一人、順治8~10(1651~53)年に派遣された在番高江洲親雲上の子とみられる一世の良昭、その子二世は不明、三世は川瀆与人良秀となっている。川瀆与人良秀の子である四世の良長については「馬統氏家譜(支流)」で紹介されている。

長濱与人 良長。童名は坊座、父は島尻目差良昭三代川瀆与人良秀、母は興氏嘉手苅目差明郷女免嘉。康熙52年癸巳5月10日生まれ。

尚穆王世代。乾隆34年(1769)己丑9月12日為若文子。

附 「御用馬の目利きの稽古をするため上国し、真喜屋親雲上の指導を受けた。まだ足りないで真喜屋親雲上に再度申し出て上国し御用馬の目利きの方法を学んだ。その功績が認められ若文子に任じられた。」(筆者要約)

「乾隆34年(1769)12月 為惣横目筆者」に就任、「乾隆38年(1773)馬日利為稽古従御用中立船上国仕目利之法及び御献上馬調部様等伝授仕場島」との記録からは、良長が御用馬の目利き法だけでなく、献上馬の調教、訓練等も首里王府に出向いて研修したことが解る。

蔵元において、御召馬、御用馬の選定、訓練、飼育等を掌理する担当者は「馬方」と呼ばれている。また、各村々では百姓から選出された「馬ぶさ」が、村内の馬を取り締まっている。首里王府直営の下地島の馬牧の番人(管理人)は、間切の頭の下に配属され、馬一頭一頭の馬籍簿を作成している。こうした宮古馬の繁殖、育成、調教、飼育等を担当する人々を、惣横目筆者を務めた良長は、指揮監督する技能を有していたのである。

若文子が頭に随行して内緒のうちに上国することが禁止されていた中で(与世山親方宮古島規模帳227条)、繰り返し上国して、しかも、王府御用馬の最高責任者である真喜屋親雲上から直接指導を受けることができたのは、良長が馬統氏高江洲親雲上の子孫という家柄の影響であることを見落とすことはできない。

II-5) 真喜屋親雲上と馬の走法訓練

野國親雲上も真喜屋親雲上も薩摩で馬術を学んでいる。野國親雲上の場合、光久公に何度か献上馬を届ける等の恩賞して、乗馬の秘伝を授かったと家譜では記録している。秘伝は戦關的の「鎌倉流」である。一方、真喜屋親雲上・實継の場合は、王子の随員として薩摩に訪問(1664)したとき、馬術の技法(鎌倉流)を学んでいる。「實継の子・實清は1693年に薩摩に留学し、鎌倉流を持ち帰っているが、普及した形跡は見られない。文化立国琉球に広まった馬術は、真喜屋實清の子・實良が「鎌倉流」の代わりに薩摩から持ち帰った「神当流」の

様である。「神当流」とは、暴れた馬を口攻めで矯正する秘伝である（梅崎 2012）。

1761 年にも薩摩藩士・川田彦七、村上彦八から神当流を学び、真喜屋家は代々その道の師範役たる家名を継いできたようである。そして、この秘伝は琉球でも篤志の者には、授けても差し支えないという事になっていた（真境名 1936）。

これらのことから、高江洲親雲上の子孫・長濱与入良長が若女子の時(1769)に首里王府で、真喜屋親雲上から稽古してもらった馬術は「神当流」であったことが窺える。ただ「神当流」は馬をおとなしくするための訓練であり、走法は明らかでない。

それで、御用馬として実際に使われた琉球馬の走法を、1756 年冊封使の送迎用の御用馬で見ることにする。「甞る琉球王国の御き」特別展図録（沖縄県博物館・美術館発行 2008）の絵巻には、尚穆王を冊封するため、首里城に向かう中国使節団一行が描かれている。行列の人数は、迎える側の首里王府役人を加えると 625 名である。その中で乗馬は、首里王府側が 22 頭、冊封使節団側が 93 頭で、合わせると 115 頭である。これら御用馬の動きは、普通の並足の集団と速歩と見られる集団がある。速歩集団のなかには、明らかに側対歩で足を運ぶ馬が 38 頭も確認できる。この冊封使行列図は作者不明で、制作の意図も解らないが、馬の毛色も繊細で忠実に描写されたもの。通常の歩行馬とともに側対歩の馬があざやかに描かれている。王府の宮廷画家によるものと思われる。中国使節団の騎手からは、側対歩の馬を器用に操る姿が読み取れる。このことは琉球の御用馬が、あらかじめ側対歩で調教されていたことに加え、中国でも側対歩の馬がいたことを示している。中国の漢代に遡るが、甘粛省の武威の街のシンボルは、側対歩の汗血宝馬である。中国漢代の遺跡・雷台漢墓に納められていた汗血宝馬の銅像は、容姿端麗な側対歩で、国宝に指定され、今でも街のシンボルとなっている。シルクロードの終点・長安（西安）に向かうこの一帯は、砂漠を横断するラクダに代わり、草原を横断する駄馬が活躍したと言われている。荷崩れを防ぐため、ラクダのような側対歩を駄馬に仕込んだものと推察される。

側対歩は薩摩からの伝わった馬術ではなく、中国の冊封使から伝授された可能性が高い。首里王府は 1689 年に平良真地（馬場）を設置、1698 年には宮古島で友寄道馬場を作っている。この馬場は各間切りからの馬揃えをして、献上馬や御用馬の御目利き（選抜）の場所であり、側対歩の走法を馬に調教する場所だったと考える。

なお、側対歩の馬は「琉球全国」清人画琉球全冬冊(1838)でも見ることができる。

II-6) まとめ

- ① 野國親雲上が宮古島の在番任期中(1649-1650)に、宮古馬とどう関わったかは明らかではない。しかし、彼の宮古在番として派遣される前の経歴、すなわち冊封使節団の送迎担当

や江戸献上馬担当の圀師として江戸立ちしたこと、名馬の育成と薩摩との数度の交流、グスク時代の馬産地・北谷間切野園の地頭職などの経歴からすれば、宮古馬の生産奨励のみならず、献上馬や御用馬の育成にも関わった可能性が十分窺われる。

- ② 三度にわたり宮古島に来島し、献上馬や御用馬を選抜した真喜屋親雲上一門は、江戸献上馬担当・圀師として江戸城を7回（1710～1842）も訪ねている。また一門は、1683年から1866年の間に、7回にわたる冊封使節団を受入れていることから、清国の馬術についても長けていたと考えられる。彼ら一門は、宮古島の藏元に勤める若文字（馬氏・高江洲親雲上の子孫）に対して、馬術や御用馬の目利きの要領などを指導している。
- ③ 長濱与人 良長（馬氏・高江洲親雲上の子孫）は、首里王府に出向いて御用馬の目利き法だけでなく、献上馬の調教、訓練などを真喜屋親雲上から学んでいる。
- ④ 琉球の御用馬は側対歩で調教されていたことが、冊封使行列図（1756）によって窺われる。側対歩は薩摩からの伝わった馬術ではなく、中国の冊封使から伝授された可能性が高い。

※ 参考文献は、IIIの後に併せて掲載する。

III 明国への貢馬の評価

明国への貢馬については、小葉田（1939）データが先駆的であるが、これは『歴代宝案』に基づくものであった。貢馬は『歴代宝案』の編さん以前の洪武代から行われている。幸い『明実録』に琉球貢馬の最初からの記録が残されている。小論では琉球王府の外交文書『歴代宝案』と明国の正史『明実録』という両国の資料に基づいて貢馬数を調べてみた。貢馬については、その価値を評価する論説とその逆の論説がある。ここでは貢馬を消極的、否定的に評価する平田論説（1986）を取り上げて検証してみた。

III-1) 明国への貢馬数

琉球から明国への献上馬については、小葉田淳（1939）の「中世南島通交貿易史の研究」（刀江書院）が先駆的である。小葉田は戦前、台北帝大助教授として『歴代宝案台湾写本』の編集に関わった研究者である。

『歴代宝案』は、琉球王国の外交文書を集成したもので、尚巴志代の永楽22（1424）年から琉球処分直前の同治6（1867）年までの400数十年間にわたる文書が、1～3集、別集、目録の計270巻として編集されている（『那覇市史』歴代宝案第1集抄1986）。

明国への貢馬は、1374年から1680年まで行われており、歴代宝案第1集、巻49（永楽

22(1426)–康熙 36(1697)年)の中の「国王咨」(巻 16–21)、「符文」(巻 23)、「執照」(巻 28–34)に記録が残されている。「国王咨」とは、琉球国王から礼部や福建布政使司等の中国側役所への公文書ことである。また「符文」、「執照」とは、琉球から中国へ派遣される使節に支給された証明書に類する身分証明書、渡航証明書のことである。

小葉田らが編集した『宝案台湾写本』は、現存の諸写本のなかでも分量的にも最も多く、原本に近いものとみられている。したがって『台湾写本』からとりまとめた小葉田(1939)の「琉球から明国への貢馬数」は、琉球・沖縄歴史研究者らから信頼されたデータとして最近まで活用されてきた。琉球貢馬の論説をまとめた平田(1986)や岡本(2010)も、小葉田のデータを引用して論じている。しかし、小葉田データの基は『宝案』であるため、明国への貢馬の始まった洪武7年(1374)年から『宝案』が作られた永楽22年(1424)年までの50年間は把握されていない。また正統8(1443)年から天順7(1463)までの20年間は『宝案』の記録が欠けている。さらに、小葉田は万暦代(1620)までしか計算していない。『宝案台湾本』の中に、天啓代(1621年)以降の進貢船渡航証明書・執照が含まれていないために、計算に入れなかったと考えられる。

1994年から1997年にかけて発刊された「『歴代宝案』訳注本、一冊、二冊(沖縄県教育委員会)」は、これまでの諸写本を補完したものである。これに和田・池谷ら(2001)の「『明実録』の琉球史料」を照合すれば、明国への貢馬の概要をまとめることができる。

『明実録』の特徴は、いつ、誰が、誰を使って、何を進貢したかの型式で記録されているが、頭数は明初に限られている。『歴代宝案』は時期的に欠落部分はあるものの、一隻当たりの貢馬数、海船名、船団が明瞭である。この『歴代宝案』と『明実録』という琉球と明の両国の外交文書を照合し、重複を避けながら記録された進貢年、貢馬数、船隻名や数を整理してみたのが別表である。

別表では、明国へ貢馬の進貢年数は168年間となっている。そのうち貢馬数が明記された年は122年間(73%)で、3,192頭の貢馬が確認できる。頭数不明な年は46(27%)年間である。『歴代宝案』が編纂されるまでの間、『明実録』では琉球馬を進貢したことは記録されているが、頭数が明記された年は9年間(29%)しかなく、22(71%)年間は頭数不明である。そのため明の皇帝代ごとに、明記された貢馬数をその進貢年で割り算し、一进貢年の平均貢馬数を算出した。平均貢馬数に進貢年数を乗じて推定したのが、次表4である。

これを前提にして貢馬数の推移をみると、年平均貢馬数は洪武代から正統代が60頭前後と多く、海船1隻に20頭ほどを積載し、1船団(1起)は3隻となっている。弘治代の貢馬数をみると、海船1隻に15頭ほどが積載され、1船団は3隻で45頭が基準となっている。この時期は2年1貢である。つまり洪武代より弘治代まで130年余にわたって、貢馬数は安定

しているのである。ところが、嘉靖代になって貢馬数は1進貢年に10頭と落ち込んでいる。この時期には、貢馬の動向を左右する大きな変化が起きている。豊見山(2002)が指摘するように、1385年から続けられてきた明国からの海船支給が、1547年の義字号船を最後に消滅するのである(別表参照)。160年間続いた海船の無償支給時代が終わり、1548年以降、琉球王府は自力で造船しなければならなくなった。

明国への進貢馬の価値を考える場合、この時期は大きな節目の年である。

つまり、琉球王国と明国の両国において、貢馬の価値や役割は大きかったが、無償海船支給時代が終わると、貢馬は朝貢儀礼の形式的な品となった考えられる。その理由については、次節で触れることにするが、その後の『歴代宝案』によれば、貢馬を積んだ船は本国小船と記録され、時には土船という記録さえ残されている。この小船では貢馬の積載は4~6頭と少ない。しかも、進貢馬船の遭難や運搬中の倒死の記録が増えていることから、馬という大動物を運ぶには適していなかったのであろう。しかし、常貢馬は10頭との取り決めが交わされていたため、二隻の船に分乗されて送られている。こうした苦勞の期間が、明国最後の時代まで続くのである。そして、清国が誕生して間も無い康熙20(1681)年、清国の「礼部より世子尚貞あて、進貢の方物は今後、硫黄、螺殼、紅銅とし、馬匹、糸煙は免ずる旨の咨」(1681年12月15日)が届けられた。1374年から306年間続けられた中国への貢馬は、この年をもって終了したのである。

表4 明実録と歴代宝案による明国への貢馬数(推計値)

西暦	年	貢馬数は記録有り		平均頭数	馬数不明含む 進貢年数	推定馬数
		貢馬数	進貢年数			
洪武 1374-1398 明の購入馬	24	531頭	8	66頭	17	1,122頭 1,023
建文 1399-1402	4	0	0	0	0	0
永楽 1403-1424	22	110	1	110, ①66	14	924
洪熙 1425-1425	1	85	1	85	1	85
宣徳 1426-1435	10	538	8	67	10	670
正統 1436-1449	14	355	7	50	13	650
景泰 1450-1456	7	0	0	②38	6	228
天順 1457-1464	8	45	1	②38	8	304
成化 1465-1487	23	475	17	28	17	476
弘治 1488-1505	17	381	8	47	8	381

西暦	年	貢馬数は記録有り		平均頭数	馬数不明含む 進貢年数	推定馬数
		貢馬数	進貢年数			
正徳 1506-1521	16	189	11	17	12	204
嘉靖 1522-1566	45	217	21	10	22	220
隆慶 1567-1572	113	266	39	7	40	280
万曆 1573-1620						
天啓 1621-1627						
宗禎 1628-1643						
康熙 1645-1680						
	306年	A 3,192頭	B 122年間	A÷B 26頭	168年間	5,544頭

出典1：「『明夷録』の琉球史料」・2001. 注釈. 和田・池谷・内田・高瀬. (一) (二) (三)

出典2：「歴代宝案」訳注本. 第一冊. 第二冊. 沖縄県教育委員会. 1994-1997.

注：①永楽代は洪武代の平均値. ②景泰. 天順代は 正統代の平均値を採用した.

注：「宮古馬のルーツを探る」(2012 本紀要第 16 号). 表 9 「琉球から明国への試算した進貢馬数と市馬」は. この「推定値」に訂正する.

Ⅲ-2) 貢馬数の比較

次に最近の『歴代宝案』などの研究成果をもとに整理した貢馬数と. 1939(昭和 14)年の小葉田データ.そして小葉田データを一部補足した平田の貢馬の推定値を比較した(表 5).

表 5 明国への貢馬数の比較

西暦	年	長濱推定値		小葉田推定値			平田推定値		
		貢馬数	(年) 平均	貢馬数	(年)	平均	貢馬数	(年)	平均
洪武 1372-1398	26	1,122	(17) 66				531	(8)	66
建文 1399-1402	4	0	(0) 0				0	(0)	0
永楽 1403-1424	22	924	(14) 66				110	(1)	110
洪熙 1425-1425	1	85	(1) 85	85	(1) 85		85	(1)	85
宣徳 1426-1435	10	670	(10) 67	550	(8) 69*		550	(8)	69
正統 1436-1449	14	650	(13) 50	325	(7) 46		325	(7)	46
景泰 1450-1456	7	228	(6) 38	0	(0) 0		0	(0)	0
天順 1457-1464	8	304	(8) 38	45	(1) 45		45	(1)	45

西暦	年	長濱推定値			小葉田推定値			平田推定値		
		貢馬数	(年)	平均	貢馬数	(年)	平均	貢馬数	(年)	平均
成化 1465-1487	23	476	(17)	28	627	(18)	35*	627	(18)	35
弘治 1488-1505	17	381	(8)	47	370	(8)	46	405	(8)	46
正徳 1506-1521	16	204	(12)	17	233	(11)	21*	233	(11)	21
嘉靖 1522-1566	45	220	(22)	10	242	(23)	11*	242	(23)	11
小計	194	5,264	(128)	41	2,477	(77)	32	3,118	(86)	36
隆慶 1567-1572	113	280	(40)	7	106	(26)	4*	106	(26)	4
万曆 1573-1620					*推定					
天啓 1621-1627										
宗禎 1628-1643										
康熙 1645-1680										
308年	5,544	(168)	33	2,583	(103)	25	3,224	(112)	29	

資料：小葉田(1939)「中世南島通交貿易史の研究」、平田(1986)「琉球関係における琉球の馬」

平田は、小葉田データで欠けた洪武代から永楽代の貢馬数を『明実録』によって穴埋めしている。しかし、康熙代以降(1425年)は小葉田データを採用し、正統8(1443)年から天順7(1463)までの宝案に欠落した部分は補足していない。また、天啓代(1621年)以降も追加されていない。つまり、平田データの進貢年数や貢馬数が少ない要因は、『明実録』の記録が一部だけしか補足されていないことと、加えて天啓代(1621年)以降の歴代宝案・執照も計算に含まれていないところにある。

このように小葉田データと平田の推定値は、今回の集計表(表4)に比べて貢馬数では4割が、進貢年数では3割が見落とされた結果になっている(表5、6)。この数値の開きは、琉球からの貢馬を評価する判断材料として無視できないものである。

Ⅲ-3) 貢馬に対する2つの評価

琉球から明国への貢馬については、研究者のなかで積極的評価と消極的評価に別れている。積極的評価の学者としては、小葉田淳や東恩納寛淳、曹永和を上げることができる。一方消極的評価の学者としては、平田守(1986)や岡本弘道(2010)を上げることができる。

小葉田(1939)は先に示したように、硫黄とともに年代ごとの貢馬数や船籍数を推定し、

歴代琉球王の進貢馬の数を明らかにした。そして「進貢において、馬や硫黄の減退は、結局進貢物件の軽薄となれる事実である」と述べ、朝貢貿易では馬や硫黄が中心的役割を果たしことを強調している。曹(1984)は「明国が琉球を優遇したのは、軍馬の供給地として琉球を認識していたからだ」と述べている。

一方、平田(1986)は豊富な史資料と、国内の在来馬の研究成果を活用し、琉球の貢馬に関して多角的な検討を加えた論説を展開している。ところが、結論の部分になると、消極的と言うよりも否定的評価をしている。平田論説が、琉球・沖縄の歴史研究家に与えている影響は大きいことから、平田論説を検証してみた。

まず、平田論説の「むすび」からみてみよう。

(1) 琉球の馬の進貢は、明初には宣徳6年のごとく175匹という場合もあったが、それは突出した事例であり、歳貢馬数には一貫性がなく、軍馬供給を目的とするものとは考えられない。貢馬数は船数に左右されるが、明初は琉球側の都合で進貢船数に変動している。明代後期万暦年間の馬の進貢数はほぼ4匹と一定しており、これは琉球からの馬の進貢が形式的、儀礼的なものであったことを示している。(2) 洪武7年の李浩の市馬40匹は、鞏政政策的なもので、その目的は、琉球に磁器・鉄器をもたらすことにあったと考えられる。洪武16年の梁民の市馬983匹は軍馬獲得を目的とするもので、琉球の馬が積極的に用いられた唯一の事例であろう。(3) 琉球の馬は小型馬であり、中型の蒙古馬や大型の青海馬を導入してからは、小型馬は必要なくなった。平田論説はおおよそ以上のような内容である。

III-4) 貢馬の数量的検証

では(1)の貢馬の数量的な件について、平田の主張を検証してみたい。平田は先の表5で指摘したように、貢馬数では4割余を、進貢年数では3割余を結果的に見落している。

平田論説は1986年の発表である。その後、歴代宝案の訳注本(1994-1997年)は発刊され

表6 貢馬数の進貢年の比較 単位：頭

	全体比較			嘉靖代まで(1566)		
	頭数	年数	年平均	頭数	年数	年平均
長濱 a	5,568	168	33	5,288	128	41
小葉田	2,583	103	25	2,477	77	32
平田b	3,224	112	29	3,118	86	36
b / a	(57%)	(66%)		(59%)	(67%)	

ているから、当時としてはやむを得ないものとして理解している。ただ、新しい研究成果が生み出された場合、その成果を生かし検証されなければならない。

まず「宣徳6年に175匹の突出事例」も正確でない。実態はもっと多く193頭である。また、「万曆以降の4頭」も実態とはかけ離れている。実態は10頭を2隻の船団で運んでいる。別表からは、平田が主張する「貢馬数に一貫性がない」との根拠を見つけることはできない。弘治代の貢馬数と船団の数が「符文」によって示されているが、不安定なところとは全くない。むしろ、一隻15頭積載で船団3隻、貢馬数45頭と安定している。平田の数量的な論理の根底には、進貢馬の数と明の市馬、すなわち購入馬数との比較があるのではないかと受け止める。そして、少ない貢馬は軍馬整備に役立たないと結論づけているのではないかと疑問をもつ。「明初においても琉球が馬を進めるのを、明が喜んでいただけは思われぬ」（p-80）とか「明の馬政において、琉球の馬は計算外であった」（p-80）との主張が、その端的な現れである。明国が琉球にたいし仁字号船をはじめ、盤、荒、洪、地、恭、永、義、天、安、猛、勇、順、徳、勝、寿、寧、智、信、康など20種類の海船を無償支給した事実は、大動物である馬を主体とする進貢物の輸送を求めるためのもので、明が貢馬を必要としたという単純明快な答えである。

ところで、平田は極めて重要な指摘をしている。「中国船の支給停止は、明にとつても琉球との朝貢貿易が重要性を失ったことを示しており、馬の進貢についても明代中期以降は形式的なものであったといえる」。まさにその通りである。そうであるならば、中国船の無償支給時代を境にして、貢馬に対する評価も変えることが大事ではなかろうか。つまり、海船の無償支給時代は琉球貢馬が両国に役だったものであり、その後は朝貢儀礼品となったと評価すべきではないかと考える。

III-5) 市馬の意味するもの

次に(2)の市馬の件である。明国が琉球から馬を購入したことについてである。最初の40頭の購入は、鷹政策的なもので、その後の983頭の購入が、唯一軍馬を目的にしていると平田は主張している。『太祖実録』洪武7(1374)年12月乙卯の条では馬を購入し、同9年(1376)4月甲申の条では40頭の馬を購入したと、別個の買い物のように扱っている。しかし、購入は一回である。この2つの『太祖実録』を取り上げてみる。

洪武7(1374)年12月乙卯(24日) 刑部侍郎李浩及び通事梁子名に命じ琉球国に使して、其の王察度¹に文綺20匹、陶器1千事、鉄釜十口を賜う。仍お浩をして文綺百匹、紗・羅各50匹、陶器6万9千5百事、鉄釜9百90口を以てその国に就き馬を市わしむ。

洪武9年(1376)4月甲申(1日) 刑部侍郎李浩、琉球より還る。馬40匹・硫黄5千斤を市う。……浩困りて言わく「その国の俗、市易するに練り絹、文綺(網織物)貴ばず。但だ磁器、鉄釜等の貴ぶ」(『明実録』注解、和田ら2001)

この市馬について詳細な論説がある。『明実録』研究者・池谷望子(2011)の「琉球の国際貿易の開始」である。池谷は『明実録』の中から、洪武帝の市馬の方針を探しだし「①交易の相手の望む物資を対価とする。②高価格で取買する。③相手の首長に懐柔工作をする」ことの3項目であることを明らかにした。この方針は、琉球の市馬にも適用されたと述べている。そして、琉球が馬の対価として望んだ物は、李浩が帰国して報告しているように「磁器、鉄釜」であったこと。高価格については、洪武7(1374)年12月に明国から持ち込んだ「文綺百匹、紗・羅各50匹、陶器6万9千5百事、鉄釜9百90口」が40頭購入の原資であったことを明らかにした。そして、琉球馬の1頭当たりの価格は、生絹5疋、陶器1,500-1,700個、鉄釜約24個と推定している。金銭換算では生絹を200貫×5疋=1,000貫、陶器を0.2貫(200文)×1,500-1,700=300-340貫、鉄釜を8貫×24=192貫、計1,492-1,532貫(銀18.6-19.1両)の価格と算出した。池谷は、当時の明国では上上馬が1,600貫(銀20両)、上馬が800貫(銀10両)、中馬が600貫(銀7.5両)で取引されたことを『明実録』の市馬事例で紹介し、琉球の馬は高値で買われたことを裏付した。この琉球貢馬の価値については、東恩納(1941)は「明会典巻179に依れば、馬一匹8百貫であり、李浩が琉球で購入した馬一匹は5百5拾貫という勘定になる」と述べ、高価なものとして評価されたとしている。これに対し邊土名(1998)は「8百貫の単位は鈔であるが、東恩納は銀8百貫」と誤解して述べ、銀一両は鈔80貫だから、明会典巻179でいう8百貫は銀10両のことであるとして、痛烈な批判をしている。この問題について、池谷(2011)が踏み込んで解明したことになる。

次に、③の相手の首長への懐柔工作については、李浩が中山王察度に届けた「文綺20匹、陶器1千事、鉄釜十口」が、その目的の品物であったと明快に説明している。平田の「市馬は結果であって、その目的は磁器などの交易を琉球に許すところであり、國際政策的なものであった」との説明には、説得力がないように思える。洪武16(1383)年に明国は琉球から983頭の馬を購入し、その後の市馬は行っていない。これについて池谷は「2回目の市馬以降に、三山の王たちが競うように明へ馬を朝貢したのは、当時それに見合うような対価が給付されたにちがいない(p37)。交易の相手(琉球)が進んで馬を連れて来るようしむけるのが、当時の明の市馬方針であった(p-35)。そして、池谷の論説で重要な指摘は「琉球の国際貿易は、まず明に馬を売って、絹、陶磁器、鉄釜を仕入れることから始まった」と述べた部分である。次の表7は、貢馬と海外貿易の関係を示している。

III-6) 琉球歴代王の貢馬と海外交易

歴代王で貢馬数の一番多いのは、尚巴志の948頭である。東南アジア・朝鮮との貿易回数も26回と多い。次いで尚真王の貢馬数772頭、貿易回数25回である。尚円は異例で、尚徳王(146頭, 17回)、尚清王(147頭, 10回)、尚忠(70頭4回)と続く。『歴代宝案』が尚巴志代から編纂されているため、察度から思紹までの海外貿易回数は明らかでないが、東南アジアや朝鮮との貿易回数は、貢馬数に比例するとみて差し支えあるまい。尚円は異例と述べたが、中山王府でクーデターを起こして尚徳王を倒し、第二尚氏を称した尚円は、国内治安や内政に力を入れたため、海外交易は減少したと考えられる。

尚巴志の父・思紹は、明実録では110頭の一回しか記録されていない。しかし、当時支給された海船は一隻あたり20頭も積載され、3隻をもって一船団であり、思紹が馬を進貢した年は13年と明らかであることから、780頭の貢馬が推定できる。思紹と尚巴志親子の貢馬数は、セットで理解した方が歴史認識は深まりそうである。

次ぎに尚真王を軸に尚円、尚清親子三代王の時代も特徴的である。尚真王になってから、明国から支給された海船の1隻当たりの積載量が、15頭とやや小さくなっている。しかし記録では回数も頭数も多い。このことから、琉球王国の栄華を築いた尚真王の実績が窺われる。後代の王から「暴君」と言われた尚徳王も貢馬数150頭、交易数17回と実績を残している。この実績からは尚徳の喜界島征伐が、貢馬と何らかの関わりがあったのではないかと窺われる。『明実録』から明らかになった察度の貢馬数(292頭)、山南王(121頭)、山北王(28頭)からは、三山王の力関係が読み取れる。

『歴代宝案』の移葬咨(中山王より東南アジア等への文書)には、琉球からの海船に積み込ん交易品が記録されている。1570年をもって「南蛮貿易」は幕を閉じるが、その間、年度

表7 琉球歴代王の進貢馬数と海外交易回数 (記録された頭数)

琉球王	進貢年数	記録された進貢馬数	頭数	海外交易回数
察度	17年 1374-1403	26, 5, 18, 27, 16, 30, 124, 37, 19, 45	337	
山南王	15年 1387-1429	30, 18, 21, 52, 45	166	
山北王	8年 1388-1415	10, 18	28	
思紹	13年 1407-1419	110	110	
尚巴志	17年 1424-1440	20, 15, 45, 40, 30, 15, 40, 65, 55, 55 25, 25, 35, 30, 30, 60, 55, 20, 60, 10 50, 10, 20, 45, 20, 20, 20, 23, 10, 10	948	シヤム(タイ)23回 ジャバ3回, 朝鮮1, 計26回
尚忠	6年 1441-1447	20, 40, 10	70	ゾ初等4回

琉球王	進貢年数	記録された進貢馬数	頭数	海外交易回数
尚思達	5年 1447-1452			
金福	1年 1452-1453			
尚泰久	9年 1455-1462			
尚徳	8年 1463-1470	45, 30, 30, 15, 15, <u>11</u>	<u>146</u>	マラッカ8回、シヤム(タイ)5 スマタラ、朝鮮 計17回
尚円	6年 1472-1477	<u>15</u> , 30, <u>15</u> , 30, <u>15</u> , 30, 38	<u>173</u>	マラッカ2回
尚真	38年 1478-1529	15, 10, 30, 45, 34, 15, 45, 45, 45, 45 , 51, 45, 45, 30, 64, 19, 15, 15, 15, 2 5, 15, 15, 15, 25, 15, 15, 15, 4,	<u>772</u>	シヤム(タイ)13回、スマタラ6 マラッカ3, スダラ2 ベトナム, 計25回
尚清	16年 1530-1555 (1547海支給停止)	10, 15, 4, 23, 6, 4, 10, 10, 21, 4, <u>10</u> , <u>6</u> , <u>8</u> , <u>4</u> , <u>10</u> , 4,	<u>147</u>	シヤム8回 スマタラ2, 計10回
尚元	8年 1557-1571	14, 4, 6, 6, 6, 6, 4, 4,	50	シヤム(タイ)2回
尚永	8年 1573-1589	2, 2, 20, 6, 4, 3, 4, 2, 2, 4,	49	「南蛮貿易」閉幕
尚寧	14年 1591-1623	4, 4, 2, 4, 4, 4, 4, 4, 6, 4, 4, 4,	48	朝鮮7回
尚豊	5年 1630-1640	4, 4, 10, 10, 5, 5, 20,	58	
尚賢	2年 1642-1644	20, 6, 4,	30	
尚質	2年 1666-1668	5, 5, 5, 5,	20	
尚貞	4年 1670-1680	5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, .,	40	

(貢馬数は別表、交易回数は歴代法案 訳注本第二冊巻40-42)

や船隻がかわっても、琉球からの交易品で共通している品は、大青盤20個、小青盤四百個、小青碗二千個である。これは明らかに貢馬と硫黄を中心にした進貢物に対する皇帝からの下賜品(見返り品)が、東南アジア貿易の原資だったことを意味している。そして、歴代王の進貢馬数は、琉球王国繁栄に深く関わった王は誰なのかを、鮮明にしている。つまり、明国への貢馬と琉球王国の建設は、一体のものだったと考える。

III-7) 琉球貢馬の実像

平田は、琉球からの貢馬が小型であるため、役立たなかったと繰り返し強調している。小型とする根拠に、明の皇帝と礼部(外務大臣)の会話を取り上げている。「正統2年(1437)6月6日 行在礼部奏すらく『琉球国の貢する馬は矮小なり。宜しく本国に咨し、高大なる者を選びて以て充てしむべし』。上、以えらく『達人、義を慕いて入貢す。必ずしも物の優

劣を計らず。其れ其れの自ら貢するに聽せよ』」。琉球からの馬は小さいので大きい馬を持ってくるよう中山王に伝えましようかと、礼部が皇帝に伺いをたてる明実録の記録である。この時期は、琉球からの貢馬が送られてから63年目にあたる。琉球にどのような形質の馬がいるか、明国の礼部（外務大臣）は十分に掌握していたはずである。その頃（宣徳代と正統代）の進貢は、一年一貢で貢馬も多く、毎年60頭前後送っている。したがって、琉球王府側が貢馬を集めるのに苦勞し、貢馬に適さない馬4尺以下(121 cm以下の)も交えて送ったことがうかがわれる。額面通り「琉球国の貢する馬は矮小なり」と捉えた場合、なぜ明国は琉球から馬を購入したのか。また進貢馬に対して、見返りとして高価な品を与えたのかとの疑問が生ずる。勿論、明国が市馬によって、軍馬整備の着実な成果を上げてきたという時期的背景と羈縻政策があったことを見落としてはいない。

平田論説では、琉球馬が矮小で役立たないことを立証するため、冊封使録をいくつか取り上げている。しかし冊封使節団の正使や副使の記録から、矮小で役立たないとの決め手は何一つない。むしろ冊封使の琉球馬にたいする評価は低くはない。首里城北城内の壁に描かれている冊封使節団騎馬隊の絵図にみられるように、琉球馬は冊封使に対して大事な務めを果たしている。徐葆光の「中山伝信録」の中に描かれた「馬節圖」は立派な琉球馬である。この絵こそ、冊封使節団の琉球馬に対する評価を現していると考えられる。徐葆光が「馬は中国とちがわない。高さ7、8尺のものは殆どいない」との記録を残しているが、それを平田は「琉球に大きな馬がないことを表現したもの」と受け止め「比喩であることがわかる」と言い切っている。しかし比喩ではなく、寸と書くべき所を尺と誤植したと考える。尺は中国伝来のもので、鎌倉時代には4尺を定尺として馬の体型を計測している。定尺の4尺は省略し、1寸、2寸、3寸、4寸と書き表し、数字はヒフミヨで読み、寸はキと呼んでいる。サラブレットの体高は5尺5寸(166 cm)程度である。世界に現在に至るまで7尺(212 cm)、8尺(242 cm)の馬は存在しない。徐葆光の言わんとしたところは「7寸(142 cm)、8寸(145 cm)」の馬はいない。中国と同じように4尺(121 cm)を基準に、その上下がいることを伝えかったと考える。見方を変えれば、明国でも定尺が用いられ、市馬では定尺を基準に、上上馬、上馬、中馬、下馬のランク付けがされたと考えられる。

琉球馬の体型を明らかにするため、平田論説では1934(昭和9)年、陸軍第六師団獣医部の調査資料を取り上げ、宮古在来馬の体高は110 cm、島尻在来馬は115 cmの矮小馬としている。在来馬研究では有名な林田重幸の調査資料から中国・雲南や四川省の在来馬も、琉球馬と同じように矮小馬と述べている。こうしたデータそのものは、正確な資料である。問題は1934(昭和9)年頃の琉球在来馬が、4～5百年前の古琉球時代の貢馬と同じ体型なのかという遺伝学的な分析である。人間に生殖を管理されている家畜においては、体型の変化は避け

られない。したがって、昔の馬の形質を探求するときには比較解剖学も大事だし、あわせて家畜遺伝学も不可欠である。その検証には動物考古学も必要である。

筆者は、沖縄の古琉球時代の遺跡から出土した馬の四肢骨を計測し、西中川・松元らの推定式⁴⁾を使って体高を推定した。4尺(121 cm)以上が7割で、矮小馬(4尺以下)は3割程度であった。そのなかで第一尚氏の菩提寺・天界寺から出土した埋葬遺骨馬を計測して体高と年齢を推定した結果は、牡の7歳で4尺1寸(124 cm)の体型馬であった。中山王府の高貴な方の乗馬と考えられるので、こうした4尺以上の馬が優良馬として明国に献上されたと考えられる。

Ⅲ-8) 宮古馬と島嶼化現象

大正から昭和初期にかけて沖縄の在来馬は、著しく矮小化しているが、これは野澤(1992)が明らかにした島嶼化現象である。体格に関する逆淘汰現象のことであり、筆者の調査でも裏付けられている。宮古馬の体格に関する逆淘汰現象を生じさせた要因は、宮古島で献上馬や御用馬を生産していた王府時代に、組織的に講じられていた優良種雄馬の保留対策が廃藩置県(明治12年)後、放棄されたこと(注4)。宮古馬は大正時代になると、年4百余頭も沖縄本島に移出され、特に、優良な在来馬(雄)が競馬用として、高値で買い取られ島外に流出したこと(注5)。さらに、1916(大正5)年に施行された馬匹去勢法と、1939(昭和14)年施行の種馬統制法が逆淘汰現象の要因としてあげられる。この法律は大型の軍馬生産のために、在来馬の牡を去勢することと、指定された国有馬だけに種付けすることを義務づけたものである。宮古島では馬匹去勢法適用に強く反対する運動が起こり、1922(大正11)年、馬匹去勢法適用除外区域に編入されたため、宮古馬の絶滅は避けられた。しかし、適用期間中に264頭の優秀な宮古馬の牡が去勢されたため、著しい矮小化が進んだのである。

佐々田(1922)は「先進産馬地タル宮古郡ハ現状維持若クハ退化ノ傾向ヲ有シ」ていると述べ、馬の体高は3.99尺(120 cm)~3.73尺(113 cm)であると報告している。佐々田の宮古馬調査は1920(大正9)年である。優良種雄馬の島外流出と馬匹去勢法の適用による影響が、体格の逆淘汰現象として宮古馬に現れていたのである(注6)。

注4: 「伊良部下地の牧は敷地よく馬繁殖し、御用馬を出す重要な牧である。……附、在番(宮古島最高の行政責任者)、頭(市町村長クラス)、その他の役人たちの牧種馬所望の申し出を許可すれば、牧場の繁殖の為にならないという。それで、今後は禁止する。ただし、父馬母馬の体調のすぐれないものは、よく育ちを検討して時々入れ替え致すべきなり」(与世山親方宮古島規模帳148条,1768)。
「村が所持する雄馬について、馬の年齢と毛並みを帳簿に記録して提出すること(宮川親方宮古島諸

村公事帳, 1847)」。この記録は、献上馬や御用馬を生産するため、王府が組織的に宮古島で優良種越馬の保留対策を講じたことを示している。

注5: 佐々田の調査では、宮古島から沖縄本島に移出された馬は、大正6年から10年までの5年間で2,025頭。一頭当たりの平均価格は牡が114円、牝が88円。ところが競馬用の馬は高値で取引されている。「沖縄本島の競馬場で常に優勝を占めつつある俗称狼行機と言う宮古産は二千円にて売買せられしという」(佐々田1922)。「西原村は馬勝負が盛んなところで、各集落の農家には競走馬が多く飼育されていた。競走用に使用された馬は宮古馬が主であった。労働用に使用した馬は宮古雑種と喜界島雑種であった」(西原町史1989)。「原山勝負(共進会)が毎年、村主催で行われた。それが済んでから余興として馬勝負がある。物持ちの農家では競馬専用の馬を飼っているのが多かった。中でも宇当山の与那嶺小・・・などは名馬をもっていた。よく走る馬はずいぶんと高値をよんだもので、俗に「ヒコーキ小」(宮古産)という異名をもらった馬もいた(浦添市史1983)。「明治から大正にかけて一般に、沖縄本島で飼われた馬は、島尻馬を始めとして、ナーター(宮古産)、クミー(久米島産)、イーゾマ(伊江島産)、キカイ(喜界島産)であった(読谷村史1996)。「ナーター馬(宮古馬)、ザッシュ(雑種)、ヤマト馬(大和馬)などがいた。ナーターは、体は小型ながら強く、耐久力に優れ、その上おとなしく使役しやすいので広く飼われていた(宜野座村史1989)。「シマスプの馬にはナーター(宮古産)がよいといわれていた(北谷町史1994)。「競馬、馬の種類は宮古馬、与那国馬、在来種、島尻在来馬であった(嘉手納町史1990)。

注6: 「宮古郡ハ古来産馬地トシテ琉球国ニ於ケル驥北ヲ以テ目セラレ藩政時代ニ於ケル官馬ハ専ラ之ノ島ノ供給スル所ナリキ、然ルニ鹿藩薩県以後幾多ノ暴霧ヲ経タリト雖も百般悉ク整備スルニ到ラズシテ産馬業ノ如キ放任セラレテ取テ顧ミルモノナカリシカバ衰退ノ一途ヲ迫ルノミニシア徒ラニ多数ヲ容スルモ実質ノ伴ハザル状態ナリ」(沖縄県畜牛馬改良増殖奨励計画1930(昭和5)年)

III-9) 3百年余も続いた琉球買馬

平田論説は「陝西で買入れた秦馬は強壯闊大で軍馬に適し」(P-90)、「陝西の馬は蒙古馬よりも大型の青海馬であり、優秀な軍馬」と述べている。秦馬が優秀な軍馬であることは、歴史的に証明されているが、秦馬と青海馬は別種ではないだろうか。秦馬は西域の遊牧民が飼っていた蒙古系の馬がルーツであり、その末裔は甘肅省の天祝で現在も飼われている中型の在来馬である。青海馬とは青海省で飼われた河曲馬と考えられるが、アラブ系馬種の遺伝子を交えて大型化(140cm)したとみられている(野澤1992)。こうした大型化した雑種馬の欠点は、肢蹄特に蹄が弱いところにある。蹄鉄がなければ使い物にならなかった。(伊波1979)。大型の青海馬が軍馬整備の一翼を担ったことを否定しないが、大型馬の導入によって、小型の四川馬や琉球馬が必要なくなったと理解するのは早計だと考える。四川馬は皇帝

が百頭を単位する大がかりな買い付けをした結果、体格の逆淘汰が起こり矮小化したとみられている(野澤,私信,2013)。つまり、琉球馬と同様、基準(4尺121cm)以上も以下も存在したが、基準以上が買い上げられ、基準以下が残されて繁殖に供されたため、四川馬は矮小化したと考えられる。

もう一つ平田論説で不可解なところがある。明初には陝西の馬は得られなかったため、四川馬を買い入れた(p-90)、永楽以降は都が北京に移り、市馬も陝西に重心が移動した(p-90)と述べたところである。これは明らかに誤解である。明初から、すなわち洪武7(1374)年から31(1398)年までの間に、四川の市馬は8回、陝西の市馬は10回で同時並行して行われている。購入頭数は、四川が11,431頭であるが、陝西からは25,690頭と四川の2倍も購入している(池谷2011,p34)。永楽以降、四川の茶馬貿易は衰退したことを根拠に、四川の矮小馬が必要なくなったので、矮小化した琉球馬も必要なくなったとの三段論法は、一見成程と写るものだ。

先にも触れたが、明国の海船無償支給が終了した年をもって、琉球買馬の役割は実質的に完了する。大型馬が導入してきたため、小型馬は不必要になったのではなく、中型馬を主体に大型、小型を含めて明国の軍馬は整備されたと考えられる。つまり小型が理由ではなく、国内の軍馬整備が実現したため、琉球からの買馬は必要なくなったのである。「中山伝信録」をまとめた冊封使の徐葆光が述べているように、琉球の馬は「バカバカと良く歩く。山道のけわしい所、砂利の中でもころばない。これはその習性である。山を登り水をわたるときは走る」。小型であっても強固なひづめと耐久力、従順さを特徴とする琉球馬は、大陸や山岳地帯では理想的な馬だったと考える。大型の雑種より小型、中型の在来馬が好まれた証拠に、現在中国の馬の産地・甘肅省、雲南省、四川省で飼われている馬は、ほとんどが小型と中型の馬である(野澤1992)。大型馬は中国の環境に適さず、健康を害して長持ちしないとの見方もある。

1374年から始まった明国への進貢馬は、明国から提供された海船で1547年まで運ばれ、琉球王国の繁栄に貢献した。その後は朝貢儀礼品として1680年まで贈られ、平和外交に役立てられた。察度時代から始まって300年余も続けられたことになる。長きにわたり貢馬が存続した歴史的史実は、琉球買馬の貴重な価値を裏付けている。

III-10) まとめ

- ① 『歴代宝案』と『明実録』から明国への貢馬数を試算した。1374年から1680年の間に記録された貢馬数は3,192頭、進貢年は122年である。貢馬した記録はあるが、頭数の不明な進貢年は46年間ある。合わせた進貢年168年間に、明の皇帝代ごとの平均貢馬数を乗

じて試算した結果は、5,544頭であった。市馬数を加えると6,567頭となる。

- ② 上記の推定した貢馬数と平田の推定貢馬数を比較すると、貢馬数では4割余、進貢年では3割余を平田は見落としている。
- ③ 明国は1376年、琉球馬を1頭当たり銀18-19両で買い上げている。当時明国の馬の相場は、上上馬が銀20両、上馬が銀10両、中馬が銀7.5両であることから、琉球馬は高値で買われている。明国の二回目の市馬(1383)以降に三山の王たちが競うように明へ貢馬を贈ったのは、高価な下賜品(見返り品)が給付されたからだと考えられる。
- ④ 琉球の歴代王の進貢馬数と東南アジア交易回数は比例している。尚巴志は貢馬948頭の交易回数26回、尚真王は772頭の25回、尚徳王の146頭17回、尚清王の147頭の10回である。第一尚氏を倒し、第二尚氏を称した尚円(173頭2回)は異例である。
- ⑤ 琉球の東南アジアへの交易品で共通している品は、大青盤20個、小青盤四百個、小青碗二千個である。これは明らかに貢馬と硫黄を中心にした進貢物に対する皇帝からの下賜品(見返り品)が、東南アジア貿易の原資だったことを意味している。明国への貢馬と「南蛮貿易」、そして琉球王国の建設は一体のものだったと考える。
- ⑥ 沖縄のグスク時代の遺跡から出土した馬の推定体高は、4尺(121cm)以上が7割で、矮小馬(4尺以下)は3割程度である。そのなかで、第一尚氏の菩提寺・天界寺から出土した埋葬遺骨馬を計測推定した結果は、牝の7歳で4尺1寸(124cm)の体型馬であった。中山王府の高貴な方の乗馬と考えられるので、こうした4尺以上の馬が優良馬として明国に献上されたと考えられる。
- ⑦ 宮古馬を矮小化・体格に関する逆淘汰現象を生じさせた要因は3つある。1つは、宮古島で献上馬や御用馬を生産していた王府時代に、組織的に講じられていた優良種雄馬の保留対策が廃藩置県(明治12年)後、放棄されたこと。2つ目、宮古馬は大正時代になると、年4百余頭も沖縄本島に移出され、特に、優良な在来馬(雄)が競馬用として、高値で買い取られ島外に流出したこと。3つ目は、1916(大正5)年施行の馬匹去勢法と、1939(昭和14)年施行の種馬統制法である。これらが島嶼化現象の要因である。
- ⑧ 明国の海船無償支給が終了した年をもって、琉球貢馬の役割は実質的に完了する。大型馬が導入できたため、小型馬は不必要になったのではなく、中型馬を主体に大型、小型を含めて明国の軍馬は整備されたと考えられる。貢馬は琉球王国の繁栄に貢献するとともに、朝貢儀礼品として明国に贈られ平和と外交に役立てられた。幕府時代から始まって300年余の長きにわたり貢馬が存続した歴史的史実は、琉球貢馬の貴重な価値を裏付けている。

謝 辞

ウマの臼歯の計測値から体高と年齢の推定方法について、鹿児島大学名誉教授の西中川駿先生ならびに同大学学長補佐、共同獣医学部獣医学科解剖学教室教授の松元光春先生には懇切丁寧なご指導ご助言を賜った。また、鹿児島大学名誉教授の橋口勉先生には日本在来馬の保存のあり方についてご教示頂いた。京都大学名誉教授の野澤謙先生には在来馬の島嶼化現象についてご教示頂いた。宮古島市教育委員会文化財担当久貝弥嗣氏には貴重な資料を分析する機会を与えて頂いた。記して厚く御礼申し上げます。

参考文献 50 音順

1. 池谷望子：2011「琉球の国際貿易の開始」『南島史学』77-78, pp. 31-48.
2. 梅崎晴光：2012『消えた琉球競馬』, pp. 91-116. ボーダーインク.
3. 浦添市史編集委員会：1983『浦添市史』4. 資料編三, pp. 124-12
4. 小葉田淳：1939『中世南島通交貿易史の研究』pp. 265-276. 刀江書院.
5. 沖縄県教育委員会：1994-1997『歴代宝案, 訳注本』一冊、二冊.
6. 沖縄県農林水産行政史編集委員会：1981「沖縄県畜牛馬改良増殖奨励計画」『沖縄県農林水産行政史』11, pp617-646.
7. 岡本弘道：2010.『琉球王国海上交渉史研究』, pp20-27. 榕樹書林.
8. 球陽研究会：1978『球陽』読み下し編, pp. 604. 角川書店.
9. 金子浩昌：2003「脊椎動物遺体」「尻並遺跡」『沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書』15, p. 103-112. 沖縄県埋蔵文化財センター.
10. 加藤嘉太郎：1957『家畜比較解剖図説』, 上巻, pp. 32-47. 養賢堂.
11. 嘉手納町史編纂委員会：1990『嘉手納町史』資料編2, pp586.
12. 宜野座村史編集委員会：1989『宜野座村誌』3. 資料編三, pp. 166.
13. 宮古島市教育委員会：2010「外間遺跡」『宮古島市文化財調査報告書』3.
14. 佐々田伴久：1922『馬政局時報』, pp104-174. 陸軍省馬政局.
15. 平良市教育委員会：1992. 「住屋遺跡」『平良市文化財調査報告書』2.
16. 宮古島市教育委員会：2006. 「根間・西里遺跡」『宮古島市文化財調査報告書』1.
17. 下地和宏解釈：2010「与世山親方宮古島規模帳」『宮古島市史資料』3, pp65-75. 宮古島市教育委員会.
18. 徐葆光(訳注原田禹雄)：1979『中山伝信録』pp. 352-353. 言叢社.
19. 新城敏夫解釈：1992. 「富川親方八重山嶋農務帳」『日本農書全集』34, pp151. 農村漁村文化協会.

20. 樋泉岳二：2006。「平成19年度採取脊椎動物遺体」「外間遺跡」『宮古島市文化財調査報告書』3, pp100-116. 宮古島市教育委員会
21. 曹永和：1984「大貿易時代の沖縄」琉球新報, 1984. 9. 25-28.
22. 豊見山和行・入間田宜夫：2002『北の平泉・南の琉球』pp. 202-209. 中央公論新社
23. 北谷町史編集委員会：1994『北谷町史』3資料編2, p66.
24. Driesch, A. 1976. A guide to the measurement of animal bones from archaeological sites, pp1-137, pub. peabody Museum, Harvard Univ. USA.
25. 『富川親方宮古島農務規模帳』（稲村賢敷：1962『宮古島旧記並史取集解』, 琉球文教図書に収録）
26. 沖縄県教育委員会：1991。「富川親方宮古島諸村公事帳」『沖縄県史料』前近代7, pp274.
27. 仲宗根将二：2013「馬続氏支流系図家譜」『宮古島市総合博物館紀要』17, pp158-159.
28. 那覇市史編集委員会：1976. 『那覇市史』, 資料編1-5, pp. 103-159.
29. 那覇市史編集委員会：1986「歴代宝案第1集抄」『那覇市史』
30. 長濱幸男：2012「宮古馬のルーツを探る」『宮古島市総合博物館紀要』16, pp1-25.
31. 西中川駿・本田道輝・松元光春：1990「古代遺跡からみたわが国の牛、馬の渡来経路とその時期に関する研究」『文部省科学研究費補助金（一般研究B）研究成果報告書』pp1-197.
32. 西中川駿・松元光春：未発表「ウマの臼歯計測値から年齢並びに体高の推定法」,
33. 西原町史編集委員会：1989『西原町史』4資料編三, pp1078-1079.
34. 野澤謙：1992。「東亜と日本在来馬の起源と系統」『日本ウマ科学会雑誌』3(1)pp. 1-18.
35. 野澤謙・庄武孝義・伊藤慎一・川本芳：1999「蛋白多型による日本在来馬の起源に関する研究」『Hippophile』5, pp. 1-16.
36. 橋口勉：2008「今治市野間馬保存管理委員会・資料」, 今治市.
37. 林田重幸：1968「日本在来馬の系統」『日畜会報』28, pp329-334.
38. 林田重幸・山内忠平：1957「馬における骨長より体高の推定法」『鹿児島大学農学部学術報告』6, p. 146.
39. 邊土名朝有：1998『琉球の朝貢貿易』pp. 53-61. 校倉書房.
40. 平田守：1986。「琉球関係における琉球の馬」『南島史学会』28, pp76-93.
41. 沖縄県立博物館・美術館：2008『蘇る琉球王国の輝き』, pp. 136-143 東洋企画印刷.
42. 東恩納寛惇：1941『黎明期の海外交通史』, pp310-311. 琉球新報社.
43. 福仲憲訳注：1983「外間筑登之親雲上農書」『日本農書全集』34. 農村漁村文化協会.
44. 沖縄県教育委員会：1981「八重山年来記」『沖縄県史料』前近代1, pp. 279-280.
45. 横山学：1987『琉球国使節渡来の研究』pp473-511. 古川弘文館.

46. 読谷村史編集委員会：1995『読谷村史』4.資料編3, pp. 406.
 47. 松井章：2003『環境考古学マニュアル』, pp. 204-207, 同成社.
 48. 真境名安典：1936『真境名安典全集』3, 琉球新報社.
 49. 平良市史編纂委員会：1981「宮古島在番記」『平良市史』3, 資料編1.
 50. 和田久徳・池谷望子・内田昌子・高瀬恭子訳注：2001『明実録の琉球史料』1-3, 沖縄文化振興会

別表 『明実録』『歴代宝案』による琉球から明国への貢馬数(推計)

洪武代

西暦	年号月日	琉球王	正使	献上馬・頭数	出典	年数
1374	洪武7. 10. 28 12. 24	中山王察度	秦期 待郎李浩◎	馬及方物貢す 琉球市馬來島	太祖5 太祖6	1 ※
1376	09年 4. 1		待郎李浩◎	馬40匹購入	太祖8	※同
1377	10年正月	中山王察度	秦期	貢馬16匹	太祖9	2
1380	13年 3. 19	中山王察度	檢使	貢馬?	太祖11	3
1382	15年 2. 15	中山王察度	亜蘭施	貢馬20匹	太祖13	4
1383	16年正月 9. 19	中山王察度	亜蘭施 内官梁民	貢馬? 馬購入983匹	太祖14 太祖16	5
1385	18年 1. 5			二山王舟各1頭	太祖21	
1386	19年 1. 4	中山王察度	亜蘭施	貢馬124匹	太祖22	6
1387	20年 2. 10 12. 1	中山王察度 山南王承察度	亜蘭施 耶師姑	貢馬37匹 貢馬30匹	太祖23 太祖24	7
1388	21年 1. 26 9. 16 9. 16	中山王察度 中山王察度 山北王伯尼芝	亜蘭施 甚模結致○ 甚模結致○	貢馬? 貢馬? 貢馬?	太祖28 太祖30 太祖30	8
1390	23年 1. 26 1. 26 1. 26	中山王察度 中山王察度 山北王伯尼芝	亜蘭施 武寧 李仲	貢馬26匹 貢馬 5匹 貢馬10匹 倭寇に遭う	太祖31 太祖31 太祖31 太祖32	9
1391	24年 2. 22 9. 1	中山王察度 山南王英紫	武寧, 亜蘭施 耶師姑	貢馬? 貢馬?	太祖33 太祖34	10
1392	25年 5. 3	中山王察度	武寧	貢馬?	太祖35	11

1393	26年	1. 18	中山王察度	麻州	貢馬?	太祖41	12
		4. 17	中山王察度	寿礼結制	貢馬?	太祖42	
		6. 26	山南王英紫	不里結制	貢馬?	太祖44	
1394	27年	1. 25	中山・山南王	亜蘭龜	馬90余匹	太祖48	13
1395	28年	1. 1	山北王王民	金築	貢馬?	太祖54	14
		1. 1	中山王察度	亜蘭龜	貢馬18匹	太祖55	
		1. 1	山南王英紫	耶師姑	貢馬18匹	太祖55	
		4. 7	中山王察度	亜徹都	貢馬?	太祖56	
1396	29年	1. 10	山北王攀安知	善佳古耶○	貢馬?	太祖58	15
		1. 10	中山王察度	典簿程復	貢馬?	太祖58	
		4. 20	中山王察度	隴谷結致	貢馬27匹	太祖60	
		4. 20	山南王承察度	遣使	貢馬21匹	太祖60	
		4. 20	叔汪英紫	兵宜堪弥結致	貢馬52匹	太祖60	
		11. 24	山北王攀安知	善佳古耶○	貢馬18(1/2)	太祖64	
		11. 24	中山世子武寧	奇阿敦耶	貢馬19(1/2)	太祖64	
1397	30年	2. 3	中山王察度	友贊結知◎	貢馬?	太祖65	16
		2. 3	山南王英紫	經岡結知	貢馬?	太祖65	
		2. 3	山北王攀安知	恰宜斯耶●	貢馬?	太祖65	
		12. 15	中山王察度	友贊結知◎	貢馬?	太祖69	
		12. 15	山北王攀安知	恰宜斯耶●	貢馬?	太祖68	
1398	31年	1. 8	山北王攀安知	遣使	貢馬?	太祖70	17
		3. 1	中山王察度	亜蘭龜	貢馬?	太祖71	
		4. 1	中山王察度	程復	貢馬?	太祖74	
		4. 13	中山王察度	阿不耶	貢馬?	太祖76	
確認できる頭数 計531 (8年)							17年

洪武代 1372-1398(26年間)

献上馬の確認頭数	A	531頭
確認頭数の年数	B	8年
1年当たり献上馬数	C	66頭
頭数不明な年数	D	9年
確認頭数の年+頭数不明な年	E (B+D)	...	8+9= 17年
推定献上馬数		C×E=66頭×17年=1,122頭

建文代 1399-1402(4年間)

献上馬の頭数確認 A	記録無し
確認頭数の年数 B	記録無し
頭数不明な年数 D		記録無し
推定した献上馬数	C×E=	0

永楽代

西暦	年号月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	No
1403	永楽元 3. 14	中山王察度	渥岡結制	貢馬?	太宗4	1
	3. 14	山南王弟応祖	王茂	貢馬?	太宗4	
1405	3年 4. 1	山北王攀安知	赤住結制	貢馬?	太宗15	2
	4. 12	中山王武寧	養埴結制	貢馬?	太宗17	
	4. 18	山南王汪応祖	泰頼結制	貢馬?	太宗18	
1407	5年 3. 1	山南王汪応祖	泰頼結制	貢馬?	太宗29	3
	4. 11	中山世子思紹	三吾良疊	貢馬?	太宗30	
1408	6年 3. 26	中山王思紹	阿勃吾斯	貢馬?	太宗32	4
	6年 3. 26	山南王汪応祖	曳達姑耶	貢馬?	太宗32	
1407	7年 5. 28	山南王汪応祖	阿勃吾斯	貢馬?	太宗35	5
1410	8年 3. 5	中山王思紹	三吾良疊	貢馬110匹	太宗37	6
	4. 13	山南王汪応祖	乃佳吾斯古	貢馬?	太宗38	
	6. 30	中山王思紹	阿乃佳結制	貢馬?	太宗40	
1411	9年 4. 3	中山王思紹	坤宜堪弥	貢馬?	太宗45	7
	12. 17	中山王思紹	泰勃奇	貢馬?	太宗49	
1412	10年 4. 16	中山王思紹	坤宜堪弥	貢馬?	太宗54	8
1413	11年 1. 16	中山王思紹	甚麻之里	貢馬?	太宗56	9
	2. 2	中山王思紹	泰勃奇	貢馬?	太宗58	
	4. 21	中山王思紹	三吾良疊	貢馬?	太宗59	
	4. 21	山南王汪応祖	吾是佳結制	貢馬?	太宗69	
	12. 29	中山王思紹	威巴魯	貢馬?	太宗64	
1414	12年 9. 5	中山王思紹	三吾良疊	貢馬?	太宗66	10
1415	13年 4. 19	中山王思紹	記載なし	貢馬?	太宗69	11
	4. 19	山北王攀安知	記載なし	貢馬?	太宗69	

1416	14年 1. 27	中山王思紹	三吾良登	貢馬?	太宗76	12
1417	15年 8. 6	中山王思紹	壺勃結制	貢馬?	太宗82	13
	9. 14	中山王世子尚巴志	梅住尼丸 ○	貢馬?	太宗83	※
1419	17年 1. 23	中山王思紹	梅住尼丸 ○	貢馬?	太宗89	※同
1424	22年 6. 11	山南王他魯每	阿勃馬結制	貢馬?	太宗97	14
	8. 8	中山王	長史鄭義才	貢馬?	仁宗1	
	10. 17	中山王世子尚巴志	安丹尼結制	貢馬?	仁宗3	
	12. 23	山南王	阿勃馬結制	貢馬?	仁宗4	
			確認頭数 計110頭 (1年)			14年

永樂代 1403-1424(22年間)

献上馬の確認頭数 A	110頭
確認頭数の年数 B	1年
1年当たり献上馬数 C	110頭 洪武代(66)採用
頭数不明な年数 D	13年
確認頭数の年+頭数不明な年 E (B+D)	1+13=14年
推定献上馬数	C×E=66頭×14年=924頭

洪熙代

西暦	年号月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	年
1425	洪熙 元年 4. 27	中山王尚巴志	鳥梅支	貢馬?	仁宗7	1
	7. 1	中山王尚巴志	佳期巴那	貢馬?	宣宗1	
	8. 2	中山王尚巴志	浮那姑是○	貢馬?	宣宗3	※
	7. 17	中山王尚巴志	模都古	貢馬45匹 某号等3隻	歴者p494	
	12. 17	中山王尚巴志	浮那姑是○ 阿浦察都	貢馬20 仁船 貢馬20 蘇船	歴者p496	※同
	12. 5	中山王尚巴志	宋比結制	貢馬?	宣宗5	
			確認頭数 85頭 (1年)			1年

洪熙代 1425(1年間)

献上馬の確認頭数 A	85頭
確認頭数の年数 B	1年
1年当たり献上馬数 C	85頭
頭数不明な年数 D	0年
確認頭数の年+頭数不明な年 E (B+D)	1+0=1年
推定献上馬数	C×E=85頭×1年=85頭

宣徳代

西暦	年号月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	No
1426	宣徳元 3. 11 10. 21 0. 0	中山王尚巴志	阿浦察都	貢馬 (盤?)	執紹103	1 上同
		中山王尚巴志	佳期巴那○	貢馬	宣宗17	
		中山王尚巴志	佳期巴那○	貢馬20匹(光)	歴咨p497	
1427	2年 4. 13 4. 17 7. 12 11. 27	山南王他魯每	謂慈悖也	貢馬?	宣宗19	2 ※ ※同
		中山王尚巴志	魏古澀制◎	貢馬15匹	歴咨p497	
		中山王尚巴志	浮那姑是	貢馬?	宣宗22	
		中山王尚巴志	魏古澀制◎	貢馬	宣宗26	
1428	3年 8. 21 1. 14 10. 25 9. 2	中山王尚巴志	鄭義才 ○	貢馬?	宣宗28	3 上同
		中山王尚巴志	鄭義才 ○	貢馬45(洪等3)	歴咨p498	
		中山王尚巴志	南者結制	貢馬?	宣宗31	
		中山王尚巴志	謂慈悖也 漫泰來	貢馬40船二隻 恭字号(25) 天字号(15)	歴咨p501	
1429	4年 1. 18 3. 20 4. 26 7. 10 10. 20 10. 10	中山王尚巴志	謂慈悖也	貢馬?	宣宗34	4 ☆ ☆同
		中山王尚巴志	阿浦察都	貢馬20匹(盤)	歴咨p502	
		中山王尚巴志	魏古澀制	貢馬15匹(地)		
		中山王尚巴志	郭伯茲每 ◎	貢馬?	宣宗36	
		中山王尚巴志	漫泰來結制	貢馬?	宣宗38	
		山南王他魯每	步馬結制	貢馬?	宣宗42	
中山王尚巴志	佳期巴那 郭伯茲每 ◎	貢馬40船二隻 仁字等号	歴咨p502			
1430	5年 6. 4	中山王尚巴志	阿浦察都	貢馬?	宣宗45	5

	9. 15	中山王尚巴志	佳期巴那	貢馬？	宣宗49	
	10. 6	中山王尚巴志	魏古濕制	貢馬？	宣宗51	
	11. 6	中山王尚巴志	郭伯茲每	貢馬？	宣宗53	
1431	6年 8. 19	中山王尚巴志	由南結制○	貢馬？	宣宗56	6 △
	9. 14	中山王尚巴志	譚慈一也	貢馬？	宣宗60	
	3. 19	中山王尚巴志	鄭義才 譚慈浮也 由南結制○	貢馬65洪等三隻 洪字號(25) 恭字號(20) 盤字號(20)	歷咨p503	△同
	4. 10	中山王尚巴志	郭祖每 ◎	貢馬23(來船)	歷咨p506	上同
	10. 4	中山王尚巴志	郭祖每 ◎	貢馬？	宣宗62	
	9. 6	中山王尚巴志	漫泰來 南者結制 魏古濕制	貢馬55船三隻 荒(5)永(25) 義船(25)	歷咨p507	
	9. 6	中山王尚巴志	阿浦察都 阿普尼是	貢馬55匹 天船(15) 安(25)地(15)	歷咨p508	
1432	7年 3. 10	中山王尚巴志	漫泰來結制	貢馬？	宣宗65	7
	6. 7	中山王尚巴志	南者結制	貢馬？	宣宗69	
	6. 14	中山王尚巴志	步馬結制	貢馬？	宣宗71	
	8. 16	中山王尚巴志	物志麻 均周佳	貢馬25(猛25) 貢馬25(?25)	歷咨p510	
	12. 5	中山王尚巴志	阿普尼是	貢馬？	宣宗74	
1433	8年 2. 16	中山王尚巴志	魏古濕制	貢馬？	宣宗77	8
	5. 3	中山王尚巴志	物志麻結制	貢馬？	宣宗80	
1434	9年 3. 8	中山王尚巴志	步馬結制	貢馬？	宣宗83	9
	3. 29	中山王尚巴志	義魯結制	貢馬？	宣宗86	
	7. 8	中山王尚巴志	楊布勃也○	貢馬	宣宗88	
	3. ?	中山王尚巴志	楊布勃也○ 魏古結制	貢馬35(義20) (小梯那15)	歷咨p511	上同
	8. 15	中山王尚巴志	梁求保 通事梁振	貢馬30(勇10) (安20)	歷咨p515	

1435	10年	1.18 1.20	中山王尚巴志 中山王尚巴志	通事李敬 義魯結制 五是堅	貢馬？ 貢馬30(恭20) (順10)	英宗1 歷咨p517	10
					確認頭数 計538頭(8年)		10年

宣德代 1428-1435(10年間)

献上馬の確認頭数	A	538頭
確認頭数の年数	B	8年
1年当たり献上馬数	C	67頭
頭数不明な年数	D	2年
確認頭数の年+頭数不明な年	E (B+D)	8+2=10年
推定献上馬数.....	C×E	67頭×10年=	670頭

正統代

西暦	年月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	No		
1436	正統 元年	1. 2	中山王尚巴志	五是堅	貢馬？	英宗3	1	
		2. 2	中山王尚巴志	遣使	貢馬？	英宗5		
		2.21	中山王尚巴志	陪臣程安	貢馬？	英宗6		
		4.28	中山王尚巴志	遣使	貢馬？	英宗8		
		7.28	中山王尚巴志	梁求保 ○	貢馬？	英宗9		☆
		9.24	中山王尚巴志	阿普尼是 楊布勃也 義魯結制 ◎	貢馬60(安20) (義20) (恭20)	歷咨p519		△
1437	2年	3.23	中山王尚巴志	梁求保 ○ 達福期 明泰	貢馬55(永20) (地15) (男20)	歷咨p521	☆同	
		5. 8	中山王尚巴志	義魯結制 ◎	貢馬？	英宗11	2 △同	
		6. 6			琉球貢馬矮小	英宗13		
1438	3年	2.25	中山王尚巴志	梁求保 ○	貢馬？	英宗14	3 ※	
		0.00	中山王尚巴志	義魯結制◎	貢馬20(恭20)	歷咨p521		
		8.22	中山王尚巴志	義魯結制◎	貢馬？	英宗15	上同	
		10. 4	中山王尚巴志	梁求保 ○	貢馬60匹	歷咨p522	※同	

				(安等3隻)			
1439		3. 6	中山王尚巴志	謂巴魯	馬20風遭沈没 琉球王府船30隻	歷咨p523 p-102	4
		3. 6	中山王尚巴志	阿普尼是	貢馬10匹	歷咨p523英	上同
		3.10	琉球国王	梁求保 ○	貢馬?	宗17	
		4. 9	中山王尚巴志	梁求保 ○ 楊布物也 明泰	貢馬50(勇10) (義10) (永10) (地20)貢	歷咨p524	
		4.24	中山王尚巴志	步馬結制	馬10(地10)	歷咨p524	
		9. 4	中山王尚巴志	李敏	貢馬?	英宗21	
1440	5年	2.21	中山王尚巴志	梁求保 ○	貢馬?	英宗22	5 ☆
		3.28	中山王尚巴志	步馬結制	貢馬?	英宗23	☆同
		10.16	中山王尚巴志	梁求保 ○ 普斯古每	貢馬10(勇) 貢馬10(安)	歷咨p525	
1441	6年	7.6	歴代世子尚忠	梁求保 ●	馬20(義等2)	歷咨p526	6 ※ △
		7.6	歴代世子尚忠	達福期 ○ 五是佳 吉且担	貢馬40匹 永(10) 地(10) 泰船(20)	歷咨p526	
1442	7年	1.27	尚巴志亡く			英宗25	7 ※同 △同 上同
		1.27	その子尚忠	梁求保 ●	貢馬?	英宗25	
		4. 7	世子尚忠	達福期 ○	貢馬?	英宗27	
		7.18	世子尚忠	明泰 ◎	貢馬10匹	英宗28,	
		9.10	世子尚忠	明泰 ◎	(貢馬10(勇))	歷咨p527	
1444	9年	2.30	中山王世子尚忠	梁求保	貢馬?	英宗30	8
		5.20	中山王世子尚忠	蔡讓	貢馬?	英宗33	
		7.23	中山王尚忠	五是佳美	貢馬?	英宗35	
1445	10年	1.17	中山王尚忠	梁回	貢馬?	英宗36	9
		2. 6	中山王尚忠	重羅佳其	貢馬?	英宗37	
1446	11年	2.12	中山王尚忠	阿普斯古	貢馬?	英宗38	10
		4.27	中山王尚忠	陪臣	貢馬?	英宗40	

	6. 6	中山王尚忠	五是佳美	貢馬?	英宗41		
1447	12年	2. 12	中山王尚忠	程安	貢馬?	英宗42	11
		2. 15	中山王尚忠	梁球	貢馬?	英宗43	
		5. 1	世子尚思達	蔡讓	貢馬?	英宗45	
1448	13年	1. 15	世子尚思達	闊班那	貢馬?	英宗46	12
1449	14年	3. 1	中山王尚思達	梁回	貢馬?	英宗49	13
		8. 30	王世子尚思達	馬權度	貢馬?	英宗51	
				計	355頭(7年)	13年	

正統代 1436-1449(14年間)

献上馬の確認頭数	A	355頭
確認頭数の年数	B	7年
1年当たり献上馬数	C	50頭
頭数不明な年数	D	6年
確認頭数の年+頭数不明な年	E (B+D)	7+6=13年
推定献上馬数	C×E=50頭×13年=	650頭

景泰代

西暦	年号月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	No	
1450	景泰 元年	1. 12	中山王尚思達	百佳尼	貢馬?	英宗54	1
		3. 15	中山王尚思達	馬權度	貢馬?	英宗55	
		8. 24	中山王尚思達	梁回	貢馬?	英宗57	
1451	2年	2. 23	中山王尚思達	王察都	貢馬?	英宗59	2
		4. 3	中山王尚思達	亜間美	貢馬?	英宗60	
1452	3年	3. 8	中山王尚思達	亜間美	貢馬?	英宗62	3
		5. 19	中山王叔尚金福	李敬	貢馬? 海寇多く	英宗63 英宗64	
		9. 24	中山王叔尚金福	蔡讓	貢馬?	英宗65	
1453	4年	3. 10	中山王尚金福	呉泰	貢馬?	英宗66	4
		4. 21	中山王尚金福	馬俊	貢馬?	英宗67	
		8. 16	中山王尚金福	程鴻	貢馬?	英宗69	
1455	6年	2. 14	王弟尚泰久	梁回	貢馬?	英宗73	5

	5. 17	琉球国	馬俊	貢馬?	英宗76	
1456	7年 3. 6	王弟尚泰久	弘慈広善	貢馬?	英宗77	6
0頭(0回)						6年

景泰代 1450-1456(7年間)

献上馬の確認頭数	A	0 頭
確認頭数の年数	B	0 年
1年当たり献上馬数	C	頭 正統代(38)を採用
頭数不明な年数	D	6 年
確認頭数の年+頭数不明な年	E	(B+D)	0+6=6 年
推定献上馬数 C×E=38 頭×6 年=228頭		

天順代

西暦	年号月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	No
1457	天順元 3. 18	中山王尚泰久	程鵬	貢馬?	英宗79	1
1458	2年 2. 6 2. 6	中山王尚泰久	呉是堪美	貢馬?	英宗81	2
		中山王尚泰久	農是	貢馬?	英宗82	同上
1459	3年 2. 26 8. 5	中山王尚泰久	李敬	貢馬? 首里城火災遭う	英宗83 英宗84	3
		中山王尚泰久	董羅佳其	貢馬?	英宗85	
1460	4年 3. 4	中山王尚泰久	遣使	貢馬?	英宗86	4
1461	5年 2. 19	中山王尚泰久	王察	貢馬?	英宗87	5
1462	6年 2. 25	中山王尚泰久	程鵬	貢馬?	英宗88	6
1463	7年 2. 9	中山王世子尚徳	宗嘉山	貢馬?	英宗91	7
1464	8年 3. 20 8. 9	中山王尚徳	使臣	貢馬?	憲宗1	8
		中山王尚徳	王弟尚武 蔡環	馬45 海船3 泰号船 安号船 徳3号船	歴咨p529	
確認頭数 計45頭(1回)						8年

天順代 1457-1464(8年間)

献上馬の確認頭数	A	45頭	
確認頭数の年数	B	1年	
1年当たり献上馬数	C	45頭	正統代(38)を採用
頭数不明な年数	D	7年	
確認頭数の年+頭数不明な年	E	(B+D).....	1+7=8年	
推定献上馬数		C×E=38頭×8年=	304頭

成化代

西暦	年号月日	琉球王	正使	馬献上頭数	出典	No
1465	成化 元年 3.20 8.15	中山王尚徳	弟尚武	貢馬?	憲宗2	1
		中山王尚徳	程鵬 ○	貢馬30(勝等2)	歴咨p531	
1466	2年 3.4	中山王尚徳	程鵬 ○	貢馬?	憲宗3	上同
1467	3年 3.20 10.2	中山王尚徳	蔡璟 ◎	貢馬?	憲宗4	2
		中山王尚徳	蔡璟 ◎ 沈満布	貢馬30(徳15) (船15)	歴咨p532	
1468	4年 2.20 8.15 10.18	中山王尚徳	程鵬	貢馬?	憲宗5	3
		中山王尚徳	蔡璟	貢馬15(徳15)	執紹104	
		中山王尚徳	説詩	貢馬?	憲宗6	
1469	5年 2.23 8.15	中山王尚徳	蔡璟	貢馬,	憲宗7	4
		中山王尚徳	程鵬 ●	徳号船15	符文3	
1470	6年 4.2 9.7	中山王尚徳	程鵬 ●	貢馬,	憲宗12	上同
		世子尚円	蔡璟	智号船15	符文3.執	
1472	8年 2.21 9.28 9.28	世子尚円	梁応	貢馬,	憲宗19	6
		世子尚円	武夷	貢馬30(寿15)	歴咨p533	
		世子尚円	李栄	(徳号船15)	符文4	
1473	9年 9.3	中山王尚円	蔡璟	義号船15匹	符文5	7
1474	10年 4.2 9.3 9.3	中山王尚円	沈満志	貢馬	憲宗22	8
		中山王尚円	程鵬	貢馬30(泰15)	符文5	
		中山王尚円	李栄	(寿号船15)	符文6	
1475	11年 8.26	中山王尚円	梁応 ○	勝号船15匹	符文6	9

1476	12年	3. 5 9. 15 9. 15	中山王尚円 中山王尚円 中山王尚円	梁応 ○ 程鵬 李榮	貢馬 貢馬30 (寧15) (寿号船15)	憲宗25 符文7. 執 符文8. 執	上同 10
1477	13年	3. 5 8. 20 8. 20 8. 20	中山王尚円 中山王尚円	李榮 梁応 ◎ 重蘇 達魯每	貢馬 貢馬38 (義15) (礼号船8) (勝号船15)	憲宗28 符文8. 執 符文9. 執 符文9	11 ※
1478	14年	4. 13	王世子尚真	梁応 ◎	貢馬	憲宗31	※同
1479	15年	9. 26 9. 26	中山王尚真	馬怡世 程鵬	貢馬15 (義15) 礼号船10	歷咨p534 符文10執	12
1480	16年		中山王尚真	使臣	2年1貢勅諭		
1481	17年	8. 12 8. 12	中山王尚真	梁応 ○ 泰那	貢馬30 (礼15) (義15)	符文11 符文11	13△
1482	18年	3. 13	中山王尚真	梁応 ○	貢馬	憲宗38	△同
1483	19年	8. 6 8. 6 8. 6	中山王尚真	程鵬 ◎ 蔡璋 那是古	貢馬45(義15) (礼15) (安15)	符文12. 執 符文12. 執 符文13	14※
1484	20年	3. 18	中山王尚真	程鵬 ◎	貢馬	憲宗42	※同
1485	21年	8. 12 8. 12 8. 12	中山王尚真	程鵬 蔡曦 ● 泰那	貢馬34 (智4) (礼15) (義15)	符文13. 執 符文14 符文15. 執	15 △
1486	22年	4. 6 9. 25	中山王尚真	蔡曦 ● 馬審礼	貢馬 安字号船15匹	憲宗45 符文15. 執	△同 16
1487	23年	8. 11 8. 11 8. 11	中山王尚真	程鵬 安丹惹 皮揚那	貢馬45(智15) (礼15) (義15)	符文16. 執 符文17. 執 符文17. 執	17 上同 上同
雜認頭數 計475頭(17回)							17年

成化代 1465-1487(23年間)

献上馬の確認頭数	A	475頭
確認頭数の年数	B	17年
1年当たり献上馬数	C	28頭
頭数不明な年数	D	0年
確認頭数の年+頭数不明な年	E	(B+D)	17+0=17年
推定献上馬数	C×E=28頭×17年=	476頭

弘治代

西曆	年号月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	No
1489	弘治 2年 9.12	中山王尚真	麻勃都	? (智)	執照 117	1
			梁能	貢馬45(仁15)	符文19執	
			嘉満度	(安号船15)	符文20執	
1491	4年 8.21	中山王尚真	梁徳	貢馬45 (智15)	符文21執	2
			裴播那	(安15) (礼)	符文22執	
			紀蘭丹	(仁15)	符文22執	
1493	6年 8.20	中山王尚真	梁徳	貢馬45 (安15)	符文23執	3
			梁能	(仁15)	符文24執	
			鳥善世	(智15)	符文24執	
1495	8年 8.16	中山王尚真	鄭玖	貢馬51(仁15)	符文25執	4
			蔡資	(智15)	符文25執	
			闍那	(礼号船15)	符文26執	
			梁寛	(信字号 6)	執紹126	
1497	10年 7.13	中山王尚真	程璉 ○	貢馬45(安15)	符文26	5
			程璉 ○	? (礼15)	執照127	
			梁能	(仁15)	執照127	
			沙普魯	(智15)	符文27執	
1499	12年 8.3	中山王尚真	鄭玖	貢馬45(礼15)	符文27執	6
			蔡資	(智15)	符文28執	
			安丹惹	(仁15)	符文29執	
1501	14年 8.9	中山王尚真	程璉	貢馬30 (礼15)	符文29	7

	8. 9		梁能	(智15)	符文30執	
1504	17年 7.12		程璉	貢馬64 (智15)	符文31執	8
	7.12		梁能	(礼15)	符文31執	
	7.12		益沙每	(仁 4)	符文31執	
	7.12		鄭玖	智 (15)	符文32執	
	7.12		蔡賓	(礼15)	符文33	
計 381頭 (8年)						8年

弘治代 1488-1505(17年間)

献上馬の確認頭数 A	381頭
確認頭数の年数 B	8年
1年当たり献上馬数 C	47頭
頭数不明な年数 D	0年
確認頭数の年+頭数不明な年 E (B+D)	8+0= 8年
推定献上馬数	C×E =47頭× 8年= 381頭

正徳代

西暦	年号月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	No
1506	正徳元年9. 2 9. 2 9. 2	中山王尚真	亜嘉尼施 鄭玖 馬軍久	貢馬19 (智15) (義4) (仁4)	符文35 符文35執 符文36執	1
1507	2年	中山王尚真		1年1貢を乞う		
1507	2年 4, 7 8. 19	中山王尚真 中山王尚真	亜嘉尼施 程璉	貢馬 寿号船15	武宗3 符文36執	2
1508	3年 8. 13	中山王尚真	蔡遷	福号船15匹 船名? (義15)	符文37 執照137	3
1509	4年 8. 18	中山王尚真	陳義	仁号船15匹 船名? (義15)	符文38 執照138	4
1510	5年 8. 19 8. 19	中山王尚真	梁能 蔡遷	貢馬25 (寿15) (康10)	符文38執 符文39執	5
1511	6年 8. 13	中山王尚真	梁寛 ○	福号船15匹	符文39	6
1512	7年 6. 21 8. 13	中山王尚真 中山王尚真	梁寛 ○ 蔡遷	貢馬 康号船15匹	武宗9 符文40 執	上同 7

1513	8年 12. 5 8. 7	中山王尚真 中山王尚真	蔡遷 梁能	貢馬 義号船15匹	武宗10 符文40執	8
1514	9年 8.13 8.13	中山王尚真	陳義 ◎ 蔡遷	貢馬25 (寧10) (寿15)	符文41執 符文41執	9※
1515	10年 4.13	中山王尚真	陳義 ◎	貢馬?	武宗11	※同
1516	11年 3.29 9.13	中山王尚真	梁能 陳義	貢馬? (寧15)	武宗12 執照143	10
1517	12年 9.15	中山王尚真	蔡遷 ●	寧号船15匹	符文42 執	11
1518	13年 3.29	中山王尚真	蔡遷 ●	貢馬?	武宗14	上同
1520	15年 4.12	中山王尚真	金良	貢馬	武宗15	12
計 189頭(11回)						12年

正徳代 1506-1521(16年間)

献上馬の確認頭数	A	189頭
確認頭数の年数	B	11年
1年当たり献上馬数	C	17頭
頭数不明な年数	D	1年
確認頭数の年+頭数不明な年	E (B+D)	11+1= 12年
推定献上馬数	C×E=17頭×12年=	204頭

嘉靖代

西暦	年号月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	No
	嘉靖					
1522	元年 5. 3	中山王尚真	達魯加尼	貢馬?	世宗1	1
1523	2年 8.17	中山王尚真	金良 ○	仁号船15匹	符文42	2
1524	3年 4. 8	中山王尚真	金良 ○	貢馬	世宗3	上同
1525	4年 8.15	中山王尚真	金良	仁号船15匹	符文43執	3
1529	8年 8.15	中山王尚真	蔡翰 ◎	天号船, 4匹	符文43	4
1530	9年 3.14	中山王世子尚清	蔡翰 ◎	貢馬?	世宗9	上同
1531	10年 8.12	世子尚清	金良	天号船10匹	符文44執	5
1533	12年 8.20	世子尚清	梁椿	黄字号15匹	執照148	6
1534	13年	世子尚清	梁椿	貢馬?	世宗13	

1535	14年 7. 27 10. 27	中山王尚清	林盛	陳假使琉球錄 貢馬4 (小舟4)	執照150	7
1537	16年 8. 20 8. 20	中山王尚清	陳賦 蔡廷美	貢馬23 (黃15) (宇8)	符文46執 符文47執	8
1539	18年 8. 1	中山王尚清	梁梓 ●	宙号船6匹	符文47 執	9
1540	19年 3. 3	中山王尚清	梁梓 ●	貢馬?	世宗20	上同
1541	20年 1. 22 6. 3	中山王尚清 中山王尚清	殷達魯 ○ 殷達魯 ○	本小船 4 匹 貢馬	符文48執 世宗21	10 上同
1543	22年 11. 29	中山王尚清	陳賦	貢馬10(洪10)	世宗23	11
1545	24年 1. 11	中山王尚清	梁顯	仁号船10匹	符文49 執	12
1547	26年 3. 7 3. 7 11. 6	中山王尚清 中山王尚清	陳賦 蔡廷会 陳賦	貢馬21(義15) (海船6) 貢馬	符文50執 符文50執 世宗26	13
1549	28年 2. 13	中山王尚清	梁顯	本小船4匹	符文51執	14
1551	30年 8. 16 8. 16	中山王尚清	蔡廷会 梁炫	海船10匹 海船6匹	符文52執執 照162	15
1553	32年 12. 16 2. 10 2. 10	中山王尚清	梁炫 梁炫 陳維成	貢馬 本小船6匹 本小船4匹	世宗31 執照162 執照163	16
1555	34年 1. 10 1. 10	中山王尚清	梁顯 馬伍刺	本小船10匹 本小船4匹	符文53執執 照165	17
1557	36年 2. 9 2. 9	中山王世子尚元	蔡廷会 蔡朝器	貢馬14(海船8) (本小船6)	符文53執 符文54執	18 上同
1559	38年 9. 25	中山王世子尚元	蔡廷会	本小船4匹	符文54執	19
1561	40年 9. 13	中山王尚元	源德	海船 6匹	符文56執	20
1563	42年 2. 15	中山王尚元	鄭憲	本小船6匹 (4)	符文56 執	21
1565	44年 2. 22 12. 13	中山王尚元 中山王尚元	梁灼 梁灼	本小船6 匹 貢馬	符文57執 世宗46	22 上 同
217頭(21回)						22年

嘉靖代 1522-1566(45年間)

献上馬の確認頭数	A	・・・・・・・・・・	217頭
確認頭数の年数	B	・・・・・・・・・・	21年
1年当たり献上馬数	C	・・・・・・・・・・	10頭
頭数不明な年数	D	・・・・・・・・・・	1年
確認頭数の年+頭数不明な年	E (B+D)	・・・・	21+ 1= 22年
推定献上馬数		・・・・・・・・	C×E=10頭×22年=220頭

隆慶代 天啓 宗禎 康熙

西暦	年号月日	琉球王	正使	馬献上 頭数	出典	No
1567	隆慶元 2. 17	中山王尚元	蔡朝器	本小船6匹	符文58執	1
	11. 26	中山王尚元	遣使	貢馬	穆宗1	
1569	3. 2. 15	中山王尚元	毛廉	本小船4匹	符文60執	2
1571	隆慶5. 2. 21	中山王尚元	鄭憲 ○	本小船4匹	符文61執	3
	11. 23	中山王尚元	鄭憲 ○	貢馬	穆宗4	
1573	2. 24	世子尚永	馬納里	小船2 匹	執照186	4
1575追加	万曆3年12	王世子尚永	蔡朝器	馬献上船遭難	歴代198	5
	2. 28	世子尚永	吳駿	小船2匹	執照190	
1577	3. 3	世子尚永	梁灼 鄭禧	貢馬20 (船2)	執照192	6
1579	12. 11	中山王尚永	馬良弼	小船6匹	執照194	7
1581	2. 16		梁燦	小船4匹	執照196	8
1582	2. 24		鄭礼	小船2匹	執照197	9
1583	万曆11. 2. 30	中山王尚永	梁灼 ◎	本小船4匹	符文62執	10
	12. 12	中山王尚永	梁灼 ◎	貢馬	神宗19	
1586	14. 9. 21	中山王尚永	梁応	本小船2匹	符文63執	11
1587	3. 5		鄭礼	本小船2匹	執照199	12
1589	3. 11		梁応	小船4匹	執照201	13
1591	万曆19. 2. 00	王世子尚寧	鄭礼	小船4匹	符文63執	14
1593	12. 26	世子尚寧	鄭礼	小船4匹	執照205	15
1594	万曆22. 10. 11	王世子尚寧	官干嗣	馬2献上遭難	歴代p204	16
1596	9. 8	王世子尚寧	金仕歴	小船4匹	符文64執	17

1599	2. 27	王世子尚寧	鄭道	小船4匹	符文64執	18
1600	8. 19		蔡奎	土船4匹	執照210	19
1601	万曆29. 9. 11	王世子尚寧	鄭運	土船4匹	符文65執	20
1602	万曆30. 5. 9			4匹內3頭倒死	歷代p238	21
1605	10. 20	王世子尚寧	鄭俊	海船4匹	符文67	22
1606	10. 18	中山王尚寧	毛鳳儀	海船6匹	執照213	23
1607	8. 25		鄭子孝	海船4匹	執照214	24
1613	2. 11		金仕歷	土船4匹(鳥)	執照216	25
1614	9. 24		吳鶴齡	船隻4匹	執照216	26
1623	天啓3. 3. 27	中山王尚寧	蔡堅 吳鶴齡	貢馬?	光宗1	27
1630	1. 19	王世子尚豐	鄭俊	船隻4匹	執照224	28
1633	10. 15	中山王尚豐	蔡緒	船隻4匹	執照231	29
1636	10. 8		林国用	船10(2隻)	執照233	30
	10. 8		支紹哲	船10(2隻)	執照233	
1638	10. 20	中山王尚豐	蔡堅	海船5匹	執照234	31
	10. 20		王克善	海船5匹	執照235	
1640	2. 2	中山王尚豐	鄭藩猷 王克善	貢馬20(船2)	執照236	32
1642	3. 7	王世子尚賢	蔡錦 阮士元	貢馬20(船2)	執照238	33
1644	2. 28	王世子尚賢	金店元 王克善	仁55号6匹 仁56号4匹	執照241 執照241	34
1666	2. 9	中山王尚質	鄭思善 蔡珍	義字9号5匹 義字10号5匹	執照249 執照249	35
1668	2. 15	中山王尚質	吳文顯 孫俊用	義字14号5匹 義字15号5匹	執照251 執照252	36
1670	10. 13	王世子尚貞	蔡国器 古達原	義字18号5匹 義字19号5匹	執照254 執照254	37
1672	10. 15	王世子尚貞	蔡彬 游政安	義字21号5匹 義字22号5匹	執照255 執照256	38
1678	10. 28	王世子尚貞	陸承恩 蔡璋	義字25号5匹 義字26号5匹	執照258 執照259	39
1680	9. 30	王世子尚貞	毛見章	義字28号5匹	執照260	40

